

資料

真宗大谷派の機関誌における

仏骨奉迎の記事について

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、宗門の公用金を流用したことからの罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると、失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では真宗大谷派の機関誌である「常葉」

「宗報」からみてみよう。

真宗大谷派の機関誌の「宗報」は、「配紙」「本山報告」「本山事務報告」「常葉」「宗報」と名称が改まり発行された。発行所は最初、常葉社（京都市下京区中珠数屋町烏丸東入二十一ノ人講町二十四番戸）であったが、大谷派本山本願寺事務所文書課（京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町）にかわっている。仏骨関係の記事は明治三十一年四月七日の「常葉」第十八号に掲載された「仏生誕地迦毘羅城の発掘」に始まり、明治三十二年十月十三日の「宗報」第十三号、さらに明治四十二年三月三十日の「宗報」第九十号にわたっている。

奉迎正使には大谷光演門跡が就き、参務石川舜台らが奉迎に積極的に動いた。しかし、経費などで負債が生まれ、その整理に不正行為などが起って、後世に問題を残すことになった。

翻刻にあたり、仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

● 仏生誕地迦毘羅城の発掘〔明治31年4月7日「常葉」第十八号〕

仏生誕地の発掘は、目下ラクナー博物館長フエーレル氏主任にて尼波羅政府に依て雇はれたる村民二百人に鋤鶴背の使用法を教へつゝ、徐々其全部を発掘するに至れり。現時発掘せられし点は、釈迦種族が憍薩羅人の為に屠殺せられし所にして、玄奘三蔵は其紀念の為に建立せられし千百の小塔婆を見たりし所なりとす。此小塔婆中には、屠殺せられし釈迦族の骨灰を蔵する舍利篋を存せるものあり。而して此等の発掘は仏教古代史及阿育時代已前書記法の發達に付、至つて善良なる結果を期するを得べきもの也と。氏は尚淨飯王旧都の一部を形成する某処をも発見し、今や尼波羅政府の補助にて孜孜発掘に尽力しつゝ、あれば、其結果や極めて大なるものあるべし。

● 日暹条約交換〔明治31年4月20日「常葉」第十九号〕

稲垣弁理公使より此頃到達したる日暹条約は、近々内閣及樞密院に回送の筈なるが、同条約は御批准後磐谷府に送付し同国王の御批准を経由したる後、同地に於て稲垣公使と同国外務大臣との間に交換する筈なりと云ふ。

● 暹羅王室の御贈品〔明治31年6月25日「常葉」第二十六号〕

暹羅国王及皇后両陛下より我が 天皇皇后陛下へ御贈進の品々は過日帰朝したる稲垣駐暹弁理公使奉持し来りたるに付、宮中の御都合を伺ひ昨日午前十時三十分参内 両陛下に拝謁の上奉呈した

る由なるが、其品々左の如し。

一 花盛器 一個
右暹羅国王より我天皇陛下へ

一 銀製鉢 一個
右暹羅皇后より我皇后陛下へ

右の内、花盛器は金造龕の如くは一尺六七寸台付きにて、六角表には暹羅風の偶画ありて裏面には奉贈大日本国皇帝陛下と鑄出し、又鉢は径一尺余の純銀を以て製せるものなりとぞ。

○ 印度大菩提会の現況〔明治32年10月13日「宗報」第十三号〕

印度の大菩提会は西曆千八百九十一年五月に之を創設し、爾来年を閲すること茲に九年、其間或は雑誌を發刊して歐洲人に仏陀の福音を伝へ、或は會員ダンマパラ氏を日米独仏寺へ派遣して同会の主義目的を宣述せしめ、其本部を印度の東北なるカルカッタ市に設置し、其支部は英吉利、シヤム、日本、錫蘭、瑞典、アラカ、ダージリン、澳太利、新約、仏蘭西、亜米利加、仏陀伽耶、緬甸ラングーン、ビルマ等に散在せり。而して其効空しからず。仏教の經典は熱心に近來益仏蘭西独逸澳太利英吉利及び亜米利加等の学者に依りて研究せられ、随て相當の信者を生ずるに至れり。爰に於てか同会は、仏陀の誕生地たる印度の仏教を振興せんが為め、更に左の事業を企て世界の仏教徒に向て其補助を仰げり。其事業の要領を挙げれば、

第一、巡拝者止宿所建設の件 一千九百留

仏陀伽耶止宿所建設費 三千留 (一留は我六拾六錢に當る)

スラバスチー止宿所建設費 五千留

クシナラ止宿所建設費 五千留

ベナレス止宿所建設費 六千留

第二、ビルマ、シヤム、錫蘭、日本より僧侶を招き之を保護するの件

第三、仏教諸國に仏教協會を組織し印度仏教を振興せしむるの件

第四、大菩提會雜誌を英吉利、ベンカル、タミール、ビルマ、及びビンデーに於て發刊し并波利經典翻譯書出版の件 五千留

第五、巡拝者の止宿所及殿堂をカルカッタに建設の件 三万留

第六、巡拝者の止宿所及殿堂をマトラスに建設の件 五千留

にして、其費金は合計五万九千留なり。若し此の事業にして成就せば、仏教の振興すべきは勿論、仏跡巡拝者のために大に便利を得ることならん。

● 釈尊の遺骨 (明治33年3月24日「宗報」第二十一号)

昨年、英領印度政府は釈迦牟尼仏降誕の靈地たる「カピラプツ」を距ること数哩「ビブラハワニ」地主「ピップ」なるもの数年前、所有地内に於て發掘したる釈尊の遺骨を暹羅國王陛下に分

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

贈したるが、同國王陛下には今回右聖骨の一部を頒ちて是を我國仏教徒に贈与の御沙汰あり。同国外務大臣より警谷府駐劄我帝國稻垣弁理公使に向け右聖旨を傳達したる由にて、公使は去月十二日附を以て我仏教各宗管長に向け奉迎に關する熱心の書状及聖物發見の由来書を發送し、仏骨申受けの爲め適當の委員数名を選抜して速かに派遣すべき旨を促し来りたり。其書状及發見由来書左の如し。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候。

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに仏、回、基所謂世界三大宗教の中に就て、仏教は前後両印度より支那日本に亘りて尚數億萬の信徒を擁す。若し夫れ一朝好機の乘ずべきあり。此等南北兩仏教の一致を計り數億萬の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を發揮すべし仏教徒の天職亦実之に存する事と信候。誠に之を小にして日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し暗中の大飛躍を試むる事今日仏教界の急務にして諸氏等先進の責任亦是にあることと信候。

而して小生は、今諸氏と共に仏教一新の好時機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同國ピルラハラに於てペツペ氏の發見したる釈尊の遺骨及遺灰、其他の遺物(發見の記事別項御参照相成度候)をば仏教

国唯一の独立国たる當国王陛下に贈呈し、當国王陛下亦空前の盛式を以て之を迎ひ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち世界仏教徒の一致を計らんとするの御聖旨あり。而して今一月には錫倫島及緬甸の兩地より委員を派遣し、盛大なる儀式を以て各々聖物の頒を得申候。然るに這回當国王陛下亦た聖物の一部を我國仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの、如何に教徒の熱信を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更呶々を要せざる処に候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中、基督磔刑の古釘が常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或は「クリミヤ」の大戦亦其遠因を聖地「ゼルサレム」の事に発し、或は独帝「ゼルサレム」に巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督教国の民に渴仰せられつつあるかを推知するに難からず候。

這回の事実に仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて南北仏教の一致を計り、以て世界仏教徒の惰眠に鞭ち仏界一振の盛挙に出でられん事熱望に不堪候。

當国王陛下が我仏教界に対し聖物御贈与の聖旨に出でられたること、既に當国外務大臣より通知有之。且つ我邦より派遣委員に対して御謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是亦外務大臣の通知に接し申候。但し陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずし、我邦仏教徒全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得共、我邦仏教各派の中より可成高德博学にして英語を能くする仁数名を委員に御選び相成、至急御派遣相成度候。

明治三十三年二月十二日

在暹羅國盤谷府日本帝國公使館

稻垣満次郎

敬具

(各宗派管長宛)

聖物発見の由来

积尊降誕の地カピラブツを距る数哩「ピブラハワ」に地主ペツペ氏なるものあり。数年前適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せば何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之が発掘に従事せしが、ペツペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして仏教界に一新時期を画すべき一大発見を為すに至りぬ。其発掘せし品々は(一)石櫃一個(二)水晶及蠟石瓶二個中一個は記銘あり(三)遺骨及遺灰(四)塗灰及木皿の破片(五)宝石其他裝飾物の多量等にして、ペツペ氏は直ちに之をバスターの収税官ラマサンカー氏に報じ、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏ペツペ氏の書を領するや氏は更に之を熱心なる仏教学者博士ホエー氏に対し其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は积尊火葬の後其兄弟サカヤスの保存したるものなるを明にせり。以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌 Pioneer に博士ホエー氏の論文あり。又一ロイヤル、アヂア

チック、ソサイチー」の報告書にペツペの聖物発見に関する記事あり。就て見らるべし。

○積尊御遺形奉迎協議会（明治33年5月5日「宗報」第二十二号）

過般來妙心寺に於て開きし奉迎協議会は、去月二十日左の奉迎協議案につき議事を開き、逐条審議をなし、并に特別協議案として仏骨塔廟建築及び地所買入の件、並に帝国仏教会設立の件を議し、左記の如く議定し、次に 皇太子殿下御慶事奉祝献上品協議案を左の如く議決し、其委員には議長より稲葉元厚（妙心寺派）小林栄運（真言宗）土屋觀山（大谷派）名和洵海（本願寺派）河野良心（時宗）を指名し、尚ほ仏骨奉迎事務所を大仏妙法院に設け、追て常務員の確定するまで前記五名の委員に事務を依托することとし、午後五時一同議事録に調印し、是れにて今回の会議を終了せり。

積尊御遺形奉迎協議案（可決）

第一項 帝国仏教各宗派は、奉迎使七員を選挙し暹羅国へ派遣せしむる事。但し宗派は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗派より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む○第二項 奉迎使は正使一員を置くことを得○第三項 各宗派は暹羅王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛管長運署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を呈すべき事○第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事。但物品の価格は合て金一千円を程度とし、物品の撰択は奉迎使の

協定に一任すべし○第五項 各宗派は其宗派毎に奉迎委員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事。但選定委員の姓名住所等は、本日より五日以内に通知せられたし○第六項

積尊御遺形奉安所及奉迎事務所を設置する事。但京都市下京区妙法院前町妙法院とす○第七項 奉迎事務所に関する費用は、奉迎委員に於て之を議定すべき事。前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方法は別途に之を定むべし○第八項 奉迎使派遣の費用予算を定むること左の如し。

一金壹万円 奉迎使派遣費

内 金千円 奉呈物品購入費

金七千円 奉迎使往復費

金貳千円 奉迎使予備費

以上費目は、奉迎使に推薦せられたる宗派にて之を協議し

一時立替べし。

第九項 御遺形仏式典は大略左記の如し。其法要の施行方法は

奉迎委員に於て之を協定すべき事。

一 上陸会 長崎に於て之を行ふ

一 奉迎会 京都に於て之を行ふ

一 仮安置会 同上

一 拝迎会 沿道各所に於て之を行ふ

一 拝瞻会 仮安置の後期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し

宗派会議に提出し決定すべき事

一 塗廟建設の件

一同上建設地撰定の件

一 右費用に関する件

第十一項 奉迎使に推薦したる各宗派に対しては、當会より代表者を以て之れが請願を為すべき事

特別協議案（可決）

一 皇太子殿下御慶事に付各宗派奉祝献品を為し、管長連署総代を以て祝詞を呈し、之れが献納を為す事。但し議長指名を以て各宗派より委員五名を選定し献納物品の撰択及之れに関する諸般の事項を委托する事。

特別協議案（可決）

一 釈尊御遺形を奉迎し及び之を奉安し日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め帝国仏教会を設立し、同会組織方法等は之を各宗派管長会に提出し議決を求むべし。

複演〔明治33年5月25日〕宗報 第二十三号

参務 石川 舜台

只今両御門跡の御直命の趣、尚其上に御親示成し下された所の思召は有り難う拝聴致されたであらう。乃はち御直命にも仰せられたる通り、議制局臨時会議の決議に於て是より後は追々世界も開け行く事である。今日已来は昔の日本国の様に唯我國計りのことを眺めて居る訳には参らぬ。追々学問も開け追々外国の宗教もはiriて来ることである故に、御本廟の御相続に就ても御門末一同

が力を戮せ心を協せて御相続が永久に堅固に相成らぬではならぬといふから、決議に及ばれた次第が即ち御本廟御相続の志を貧富貴賤に拘らず如何なる山の奥の者も又津々浦々の人に至る迄も仏陀の本願のことはりは貧窮を簡ばず富貴を簡ばず、智恵ある者も無き者も五乗齊入の願意であるに就て、此本願の御恩を蒙ふる程の者は御恩報謝の思ひを運ぶことも又貧富貴賤を簡ばずに、共に心を協せ力を戮すことの出来る様に致し度いとあるが、議制局臨時会の決議の大趣意柄である夫れを御採用あらせられ認可あらせられたに就ては、此決議の次第をば是より実行せねばならぬに就て、即ち御親示書に御示しあらせられた通り、富貴貧窮の簡びなく僧俗男女同じく志の運ばれるいはれぢや故に、先づ第一には議制局臨時会議の決議を御採用あらせられたことを御知らせなされ、第二に此御採用あらせられた御趣意は宗義にも相ひかなふかの問之を採用するのぢやと御知らせあらせられた其宗義にもかなふとあるは如何やうなる事かと云ふに、百万戸の御門徒の面々が山の奥に住居をして居らうとも海辺に住居をして居らうとも如何なる田舎の末々に住居して居らうとも朝夕御内仏に御礼をとげぬ者はあるまいが、御内仏に御礼をとげるのをすぐ様御本山に参詣を致し御開山聖人の御影前に跪いたと思ふて、往生一定の覚悟の上からは本廟相続の志をば一紙半銭であらうとも大勢の御門徒が悉く報謝の懇念を選んだならば、永世の御本廟の御相続も安泰であらせらるゝ此御本廟の御相続といふことも唯大きな御寺が出来、奇麗な御莊殿が出来る計りでは御本廟の御相続ではない二諦

相依の御宗義が普ねく世界に行き届いて日本国は申すに及ばず、船のかよふ所車のかよふ所人間の住居する程の所であらうなら念仏の声の絶えぬ様になされ度とあるが、善知識の御思召又御化導を蒙る我々の手前より申しても自信教人信の理りぢや、故に弥陀願力の御手柄により善知識の御化導を蒙り往生一定の覚悟になられたほどの人であらうならば我身々々が信ぜられた本願のことは一人なりとも同じ一念仏の行者にせらるゝ様に心がけられいでは法の謂れは聞開かれても何の所詮も無い事、それに付て只今の御親示書には行巻にも御引用あらせられ、又唯信鈔文意の中にも御引用あらせられた般若三昧楽の御文を御引きなされて聞名念我総迎來と仰せられた聞名念我と申すことは本願名号の謂れを聞きわけて弥陀をたのめよと仰せらるゝ事、総迎來といふは総はすべてみなといふことで、智慧のある者もなき者も男であらうが女であらうが聖者であらうが凡夫であらうが弥陀をたのみ奉る程のものはずべてみなもらさぬといふが、總の字の御意來迎といふ事はむかへまちてかへらしむといふことむかへまつといふは本願を信する一念のたちどころより常來至此行人之所と阿弥陀如來は光明の中に撰めとらせられ、観音勢至は親しき友達ぢやといふて影の形に添ふごとく念仏の行者を護りどほしに御護り下さるゝが迎へまつといふ事かへらしむといふはたのむ一念の時より弥陀の浄土がわが本国となる故に命終り、次第には法性常樂の都にかへるのぢやといふ御知らせである此本願の謂の聞きひらかれた者なれば、富貴を簡ばず貧窮を簡ばず男女といはず老少といはず高

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

才と下智とを簡ばず、如何なる者なりとも同じ法性常樂の證を開かせて下さるゝ所の廣大無辺の御大恩を蒙る事である故に、其御恩報謝の爲には身も心も抛ちて御恩を報じ奉り懇念をはこび奉るべき事であるが、さりながら凡夫の事である故身を粉にせよとは仰せられぬ、骨を砕けよとも仰せられぬ。如何なる者にも出来る事である故、一紙半錢の志を御内仏に御礼を遂げる度毎に御本山の御影前に座りた心より報謝の懇念を運べとあるが、只今の御親示の御思召である。猶其上には御恩を蒙りた御恩を報じ奉る思があるならば、それが即人間の道の始りぢや程に、此心得にてあるならば、自から人道も相守られて仁義忠孝の道も正しく踐み行かるゝ事なれば、朋同行相警め相誘ふて、此様な事では念仏行者と言はれぬぞ。此様な事が出来ないでは善知識の御苦慮がやすまらぬし。又常隨擁護の仏の御冥見にも恐れ入る事ぢやから我身一人で人の知らぬ所では何の様な仕たい事をして善いと思ふのは、それは仏法が耳へ這入らぬからの事ぢや。仏は常隨擁護と常に我々を御護り下さるゝからは、何時も仏の御前で日暮をする身の上ぢやから、御恩を報ずるまこと心を相警め相誘はぬ様な事は称へる念仏の我口にも恥ぢ入らねばならぬ。手に持つ珠数にも恥ぢ入らねばならぬ。愈其思ひになつたなら君に対して不忠の心が起きやう道理は無い。また親に対して不孝の心の持たれやう道理はない。それを朋同行相寄りて我信心は如何が弥陀のたのまれ心は如何にと、我と人との心得方を互に打ち出して相警め相誘ふて同一念仏の行者となれと仰せらるゝが、今の御親示書の御趣意

である。その安心相続より起る所の本廟相続ぢやから、此心得になりてくれたならば現當二世におしわたりて未来は目出度弥陀同体の證を開き、此世も目出たい日本帝国の良民と云はれたならば天皇陛下の御思召にも契なりてこそ御門末の吾々の責任が相立つと云ふもの。

尚今日の演説を致すに就て、更に一同に申入れ置く様との御沙汰あらせられたことがある。夫は何事ぢやと云ふに、昨年天竺に於て釈迦如来の御遺骨をば二十尺の地下と云ふて二丈も深い大地の底へ埋まりてあらせられてあつたのをば掘出された。其掘出された仏の御遺骨の埋まらせられた中に、天竺の文字を以て書た石の板があつた。夫れを学者が集りて読みしらべた所が、明に釈迦如来の御遺骨であると云ふことが判りたに、就て即ち天竺を領して居る英吉利の政府より、釈迦如来の御遺骨ならば世界中で最も佛法の盛な国へ遣らねばならぬと云ふので、暹羅と云ふ国へ嚴重なる儀式を以て其釈迦如来の御遺骨を寄進なされた。其暹羅と云ふ国は、日本より言へば西の方に當る国で、天竺とは隣り国である。其暹羅と云ふ国は、王様の位に即くもの一度は出家を遂げ、僧侶となりてからでなければ、天子の位に即くことは出来ぬと云ふ程の佛法繁昌の国である。其様な佛法繁昌の国ぢや故、英吉利の政府より釈迦如来の御遺骨を寄進せられた所が、暹羅の皇帝陛下が我日本国の公使の手を経て日本の各宗仏教者へ誠に申様のない珍らしき事であるから、釈迦如来の御遺骨を佛法を信ずる日本の國民に頒ち与へたいから御迎に來られたいと云ふ事を日本の

公使の紹介を経て申越されたことである。夫より各宗打ち集りて色々相談した結果が日本国の仏教を代表する程のこと故に、それ程の徳望のある御方でなくば御迎ひに行く人を不適當な人を遣りてはならぬと云ふことで恐れ入ることであるが、我が両御門跡の中で暹羅の国に往きて釈迦如来の御遺骨を御迎ひ下されたいと申請はれた。然るに御門跡は、御不快にあらせらるゝに就いて、新御門跡へ其暹羅の国へ御渡航のことを申入れられ、愈々新御門跡が遠からずとに御治定あらせられた。誠に恐れ多いことであるけれども、新御門跡は暹羅の国と云へば、是から西の方へ七日間かゝつて香港と云ふ所に船が着く。香港より又七日間かゝりて暹羅の都の盤谷府と云ふ所に船が着く。御出でなされるにも凡そ十四日間御歸りにも亦た十四日間なれども、されど十四日ばかりではない間だには船がりの処もある故、凡そ御越しなされるゝにも二十日はかゝり、御歸りにも亦た二十日はかゝる暹羅の国に御逗留も亦二十日かゝらせらるゝであらう。凡て六十日間かゝらせられたらば御目出度釈迦如来の御遺骨の御伴をあそばされて御帰朝あらせらるゝであらう。昔より仏舎利が日本国へ渡らせられたことは色々あれど、一国の帝王より公然たる日本国の公使を経て日本国の仏教者に御頒ちなさるゝと云ふことは、日本創まりて已來初めてのことである。況んや御門跡が御迎ひに御越しあらせらるゝことは、亦た日本創まりてから初めてのことである。我々は如何なる大因縁があつたかは知らぬけれども、左様な珍らしいことに御出遇ひ申したことは宿世の因縁とよるこばねばならぬ。又

た新御門跡の御苦勞も御察し申し上げねばならぬ。それに就ては各々方は安心相続の上より御本廟相続の報謝の懇念を運び追々開け行く日本国に相応する様な立派な布教勸学の出来る様に力を尽し、御門跡の御心を御慰め申すは勿論のこと、己れ／＼の報謝の上より誠を尽さぬやうなことでは念仏もうす甲斐もないことぢや。故仏祖に対する報謝の経営と云ひ、自分々々の自信教人信の誠と云ひ、堅固に永久に自分の相立つやうにと御親示あらせられた御思召が、何処までも貫徹いたすやうに各々申し伝へられ相誘ひ相誠めて御本廟の御相続の盛になるやうに心懸けらるゝが、何よりの肝要演説は先づ是れにて。

○奉迎使の出発〔明治33年5月25日「宗報」第二十三号〕

本月十七日宗法号外を以て報導したる如く、奉迎正使並に奉迎使の御一行は、愈々本月二十二日正午、解纜の博多丸に搭乗出発せられ程神戸御一泊、翌二十三日正午、解纜の博多丸に搭乗出発せられたり。右に付、御発程の當日奉迎事務所にては停車場前菊岡屋東店に臨時出張所を設け、奉迎委員は早朝より出張して諸般の準備を為し、又本山よりは同菊岡屋西店を以て掛員の控所とし各々周旋せり。同日旧六条境内各町は毎戸に提灯を吊し、又停車場前には保信会有志より五環繫の本山旗を交叉したり、午前十一時頃より停車場南手の畑地にて煙火を打揚げ、停車場構内にては楽隊の奏樂あり。正午前より各宗本山の見送人仏教各学校生徒僧侶信徒等約一万人に及び。其見送人の重なる者は村田妙法院門跡、中

原相国寺派管長、木辺派管長高崎府知事等なりし。正使たる我派の新御門跡には、午後一時停車場御着、楼上休憩所に於て見送人の重なる人々に送辞を受けさせられ、発車時刻となるや南条随行長以下十一名を従へ、奉迎使日置黙仙、前田誠節、藤島了穩と共に列車に御乗込、神戸へ向け発せらるる列車の大坂通過の節、摂河泉三国の僧侶千余名は梅田に見立て、大坂仏教壯年会の催にて煙火を打揚げて見送りせり。御一行の神戸に着するや、宇治野山より煙火を打揚げ、遠来の僧俗等は停車場附近に押寄せ、各団体并に講中の旗を押立て歓迎し、新御門跡には停車場にて出迎の僧俗へ御礼あり。床次兵庫県書記官、有馬参事官等も出迎へたり。新御門跡は県庁差廻の馬車にて、奉迎使の人々も他の馬車にて諏訪山に向ひ、常盤ホテルに投宿せらる。此夜諏訪山温泉の外門あたり迄紅灯を山字形に吊し、庭前にて音楽隊の奏樂あり。御旅館にて御暇乞の爲め、僧俗の絶へず来り訪ふ者には一々御礼等ありて中々御忙しくありし。翌二十三日午前十時、御一行は馬車にて旅館を出て水上警察署前にて馬車を駐め、有吉参事官等は御一行の水上警察の小蒸汽船に同乗し本船迄見送たりき。此日亦海岸へ見送の爲め群集せし老幼は数知れず。有志の見送船は小蒸汽船隻を充て、国旗を飾り音楽隊をも乗せ、僧俗及信徒等盛に歓送し、海岸にては絶へず煙火を打揚げたり。神戸迄御見送相成たる慧日院殿淳心院殿賢鷹殿の各御連枝には、本船に御見送あり新御門跡と親しく御物語等ありて本船の出発に臨み、御袂別相成たり。尚各宗派総代として土屋観山、後藤禪提、大谷派総代として石川参

務門司迄御見送せり。因に村田妙法院門跡の御一行を送るの序詩を得たれば、左に之を掲ぐ。

送各宗諸師之暹羅國奉迎積尊靈骨序

暹羅國駐在公使稻垣君、以狀、牒吾國仏教各宗管長、曰客年二月印度人別氏発迦毘羅城附近古墳、得遺骨殉宝及曠銘、以古文記之、仏教博士保氏考證其事、以為積尊茶毘後其遺裔之所築古墳、英國印度政府乃分其靈骨殉宝於本國及暹羅國、暹王陛下、虔礼甚厚、領之緬甸及錫倫島、又以吾帝國仏法尤盛、將貽其一分於吾國仏教各宗、使外務大臣伝旨於我、是無前之盛事蓋仏法興隆之兆也、其宜協各宗之力以奉迎之於是、各宗相謀設委員、推予總理其事、乃簡各宗、派諸師以奉迎之、発有期、相共設齊以饒之、余乃告之曰吾本師釈迦文仏之聖德遐邇固無論耳、仏法東漸上下帰依、名僧高德相踵輩出、渡洋蹈海冒險排難、以輝仏日、潤法雨者、史不絶書、然其跡概止於漢土、違及印度者寥寥、當時交通不便使之然耳、今則万里一瞬、四海比隣、窮歐米、巡宇内、指不遑屈、而至功德如古名僧者則無聞、蓋有之、我未知之、是豈無故而然哉、夫暹羅雖小、世界旧邦、而為我與國、國王陛下以吾國奉仏教、特頒靈骨、盛旨之所在可知矣、今諸師以各宗簡撰、當靈骨奉迎之事、万里飛航以赴其地、其職也榮、其任也重矣、余聞暹國、上自王室、下至衆庶、無不帰仏、其僧侶持律嚴正、戒行尤堅、其所執雖小乘而比之吾國現狀、豈其無忸怩乎哉、是尤所當深慮也、夫世界宗教仏法為大、宗義深奧高妙、信徒多殆占宇内人口之四分、而不幸、其本國早衰、

大乘妙旨專存於我、是世界仏教者所同許也、而察其実則内顧而疚者頗多、其振刷興隆之任、果是誰之責耶、今積尊遺蹟顯於印度、暹王陛下、特貽其靈骨於我國、安知非大聖之靈、陰隲其舉、以然乎哉、実可謂仏法中興機矣、諸師能幹其事、以奉迎于此、内之各宗和衷協濟、对靈骨如对聖身、虔誠修勤、各務其當務、為其可為、外之大放修教光明、布大乘妙理於彼土、以振刷興隆吾宗、使仏日重輝、法雨永潤、豈非一大美事哉、若夫空失此機、無克有為、則豈独負暹王之盛旨哉、辱帝國之体面哉、其奉対大聖靈骨、復何顏拈念珠、披袈裟、以周旋於其間哉、故余以此舉、卜我國仏教興廢隆替之運也、嗚呼諸師往矣勉旃、我刮眸以待其還、

維時明治三十三年五月十八日

積尊靈骨奉迎事務總理

妙法院門跡大僧正 村田寂順

送奉迎積尊遺形各宗諸師渡暹

南台寂順

奉迎万里渡南洋 靈物東來是吉祥 預祝諸師回錫処
扶桑仏日更生光 鉄輪截海乱涛開 万里虔迎亦壯哉
大聖似追東漸約 更分靈骨渡洋來 暹王頒贈仏遺形
欣喜奉迎雙樹靈 大白牛車容彼土 報恩須布一乘經

告示第八号 (明治33年5月25日「宗報」第二十三号附録)

積尊御遺形奉迎ノ為メ、仏教各宗派代表奉迎正使トシテ新御門跡

本月二十二日京都御発程ニテ神戸御一泊、翌二十三日正午神戸解纜暹羅國へ御渡航ノ旨申出サル。

明治三十三年五月十七日 総務 大谷 勝 縁

各宗派管長會議〔明治33年6月25日「宗報」第二十四号〕

本月五日より九日まで花園妙心寺に於て、各宗派管長會議を開会せり。先づ五日には、釈尊御遺形奉迎事務総理たる村田妙法院門跡は御遺形奉迎に関する事、及び仏教各宗派は将来一致協力して仏教を総ての方面に拡張せられたしとの趣意を演説し、次に正副議長を選挙せしに、議長には橋本天竜寺派管長、副議長には真言宗土宜法竜當選したり。橋本議長は議長の事務に慣れずとて席を副議長に譲り、我仏教各宗派は一致協力して益仏教の大旨趣を貫徹せられたしとの説演を為し、次に帝国仏教会々則十三箇条の原案を配布し、番外の説明委員土屋觀山より本年四月二十日の各宗派會議の決議に基き帝国仏教会を組織する事に付、其計畫を述べ、次に此會則の原案に付き協議したり。

○六日には前日の議案たる帝国仏教会々則を審議する筈なりしが、同案に対しては修正意見を抱けるものあるを以て、先づ協議會を開き、結局帝国仏教会なる名称及其他の各条に修正を加ふる為め、各宗派より修正委員を定め申出ることとし、遂に本會議を開かずして散会せり。此日當山御門跡にも御出席相成たり。

△七日には前日の協議會に於て帝国仏教会々則修正の為め、各宗派より委員を選出することとし、右の結果曹洞宗弘津説三、真言

宗小林榮運、臨濟宗瑞岳惟陶、真宗有馬憲文、本願寺派神根善雄、天台宗中村勝契、日蓮宗田村豊亮を選挙して、午後大仏妙法院に於て委員會を開きたり。

△八日には妙心寺に於て開會し、委員會修正の日本大菩提會々の議事を開くに先ち、修正委員弘津説三は帝国仏教会を日本大菩提會と改称せし理由を述べ。其要は印度にも大菩提會と云ふものあり。此等のみならず各国仏教徒と氣脈を通ずるには大菩提會となす方便宜多かるべしと云ふにありし、夫れより第一号議案の議事を聞きしに、第三条の起業方法に対し、本願寺派管長代理は單に覺王殿建築に止め教育及慈善事業を見合すべしと發議したるより議論起り、交渉の為め休憩數度に涉りて更に本議を開き、本願寺派委員は徹頭徹尾教育及慈善を大菩提會の事業となすことに反対したりしが、大谷派の委員和田円什の發議に依り、本案の二讀會を開くや否やに付き採決することに決定せしかば、本願寺派管長代理近松尊定、木辺派管長代理松原深諦、山元派管長代理星野貫了、本願寺派委員菅田実元、同神根善雄及番外の本願寺派委員名和瀧海は退場せり。議長は本案に付き採決せしに、大多数を以て二讀會及三讀會を省略して本案可決確定し、引続き第二号及第三号議案を議したるに是亦異議なく可決確定したり。即ち確定の議案左の如し。

●第一号

日本大菩提會々則

第一条 本會は日本大菩提會と称し、本部を京都市に置き支部を

各地方に設く。

第二条 本会は積尊の遺形を奉安し、其聖徳を顕揚し国民の道義を涵養するを目的とす。

第三条 本会の目的を達せんが為め、順次左の事業を起す。起業方法は別に之を定む。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会の会員を分て左の四種とす。

一名譽会員 〔本会職員会の推選に依る者
又は金百円已上を喜捨したる者

一特別会員 〔本会職員会の推選に依る者
又は金拾円已上を喜捨したる者

一正会員 金一円已上を喜捨したる者

一随喜会員 応分の金品を喜捨したる者

会員待遇方法は別に之を定む。

第五条 会員の徽章及證票は本部より之を交附す。

第六条 本会は各宗派管長を推戴して名譽会監とす。

第七条 本会は会務処理の為め、左の職員を置く

一理事長 一人

一理事 十人

職員の服務規則は別に之を定む。

第八条 理事は本会々議に於て委員中より之を互選し、理事長は理事の互選を以て之を定む。

第九条 本会に監事三名を置く。其選出方は前条に準じ。

第十条 本会々議は各宗派選出の委員を以て之を組織す。

第十一条 会議は定期臨時の二種に別ち、定期会は毎年一回之を開き、臨時会は緊急必要ある場合に之を開く。

第十二条 現金の出納は特約銀行をして之を取扱はしむ。

第十三条 経費の予算は本会会議に於て議定し、決算は毎年定期会に報告す。

第十四条 支部に関する規則は別に之を定む。

已上

●第二号

本会大菩提会施行細則

第一条 本会々員募集の為め、勸誘委員若干人を各宗派より選出す。其員数は従來の慣例に依る。

第二条 勸誘委員には本会より囑托状を交附し、其姓名を各宗派に報告す。

第三条 勸誘委員は本会本部より一定の方針を示し派出せしむ。

第四条 各宗派は勸誘委員に便宜を与ふる為め、門末一般に対し訓示するものとす。

第五条 勸誘委員派出期限は一方面約一ケ年とし、一組二人以上を以て各府県を分担せしむ。

第六条 勸誘委員は其担任地に於て領収したる金員百円に達する毎に、金員の姓名簿及金額を明記し本会へ郵送すべし。

第七条 本会の発会式は明治三十四年四月之を行ふ。

●第三号

起業順序

第一期事業

覺王殿建築工事

一入会者凡百万人に達するを待ち、覺王殿並に附属物の建築に着手すること。

二建築物は壮大堅牢にして、永遠に保存し得べき範囲内に於て之を計画すること。

三該工事の落成期は凡七ヶ年間とす。

第二期事業

教育及慈善

第一期事業終了を告たるときは、更に会員中より喜捨金を募集し、凡見込み立たる時を待ち起業に着手するものとす。

△九日には、前日までに御遺形奉迎に関する議事を終了せしに依り、更に宗教法案に対する各宗派管長会議を開くこととなり。先づ正副議長を選挙せしに二条誠照寺派管長議長に、曹洞宗の弘津説三副議長に當選せしが、都合に依り弘津説三議長に代り議案左のを議したるに、増補削除の条項二三ありて決議確定して、夫より議事録に調印して散会せり。之れにて今回の各宗派管長会議は閉鎖したり。

第十四議會に於て政府より提出せられたる宗教法案は遂に否決に属したりき。然れども法治国たるの今日に當り、独り宗教に關する法律の制定なくして止むべき者にはあらざるべし。而して吾人仏教家は、如何なる法案を以て満足すべきかは実に仏教制度の運命を決する重要問題にして、之を軽忽に附すべからざ

ると同時に、之を冷澹に看過すべきものにはあらざるなり。宗教が国家成立の最大要素たるは論を待たざる処にして、殊に仏教が日本の国情と聯関して其休威を齊ふするは理の靚易き処なれば、慎重に之が制度の調査考究を以て前途の發達を企図し、且其慣有の権義を保持主張し、時として侵害を自衛するの策を講ずるは、蓋し教門に対するの義務にして、亦国家に対するの義務なりと信ず。依て左に項目を列記し、以て議定を希ふ処なり。

一昨年六月、建仁寺大会議決の精神に基き、仏教各宗派の既得権を保持する事。

一宗派の既得権に属する公私法上の区域及内容を明にする為め、現行の宗制寺法を精査する事。

一前項履行の爲め、仏教制度調査会を置く事。

一調査委員七名を選出し、調査に関する百般の事項を一任する事。但し調査委員は、左の宗派より選出す。

天台宗一人○曹洞宗一人○臨濟宗黃檗宗一人○真宗大谷派

一人○其他真宗各派一人○日蓮宗一人○浄土宗西山派、時

宗、融通念仏宗、華嚴宗、法相宗、真言律宗一人、但三十

ヶ寺以上を有する宗派に於て提携する時は、委員一人を選出することを得。

一外国の宗教制度を調査する事。

一総代管長を七名とし同盟宗派中より推戴する事。

一調査会の期日は本年六月より十月までの間とす。

一 調査会場は東京とす。

一 調査会終了したる時に於て管長会を開き、其成績を報告し、併て将来の宗教法案に対する諸般の事項を定むる事。

○ 婦人法話会 例の如く本月十日寝殿に於て婦人法話会を開き、布教使橋川恵順、学師高橋恵性の法話ありたり。

○ 釈尊御遺形奉迎使 奉迎正使並に奉迎使の御一行は、本月十三日無事盤谷府着。翌十四日暹羅皇室参内。十五日御遺形を拝受し、十九日同府御出発の趣、十七日発にて電報あり。

新御門跡御直命〔明治33年7月28日「宗報」第二十五号〕

何れも賑々敷御遺形奉迎致されし段、深く満足に存すること。扱此度は不可思議の因縁により御遺形奉迎の正使に當り、五月二十二日當山出立以来昨日の帰山まで五十九日の間、何の障りもなく其職務を尽したる段、是れ全く仏天加護の然らしむるところと喜び居ること、殊に只今御示しの如く明治初年に於て當法主台下はるく、印度の仏蹟を御参拝に相成たる因縁の程を思ひ合はされ、深く難有く思ひ居る次第、猶又仏滅後三千年の今日に於て、此の御遺形を日本帝国に奉迎致したること、是れ日本仏教弘通の益々隆盛に赴くしるしと随喜の至に堪へぬ事、又暹羅国滞留の其間には、国王陛下より特に優渥なる御待遇を蒙り六月十四日謁見の砌には懇篤なる勅語を賜はり、翌十五日には盛大なる儀式の下に御遺形御頒与相成り、猶ほ十八日には宮中に於て御陪食の栄を賜はり、其節一千年以前の釈迦牟尼世尊の尊像を安置せられ国王親ら奉迎

使に勅せられし様は、此仏像は朕が累代宝物にして永く宝蔵に納め置きたるもの、此度日本帝国より遺形奉迎の爲め遙るく万里の波濤を凌ひて渡航したるを喜び、其一体を分ちて日本仏教徒全体に頒与し、特に他の一体は大谷派本願寺に遣はすとの御事、奉迎使一同感泣して拝受致したること、それより勅命に依り宮中に於て法要を営みたる所、国王陛下を始め皇族大臣に至るまで終始御聴聞に相成りたる次第、これ又希有の大盛典と感泣致したること、それより再び勅語を賜はる其要は、一同本国へ帰朝の上は愈々仏教各宗の協同一致を図り、益々仏教の隆盛におもむくやう尚ほ仏教拡張の爲に助力すべき事あらば、如何なることをも辞せずと迄の勅語を賜りたること、然ればいよく仏法興隆の志を堅固に致さねば暹羅国王陛下の勅語に対し奉り、誠に恐入る次第である。然れば我真宗の門末たらん者は法義相統を大切に致さねばならぬ和讃の上にも、釈迦仏陀は慈悲の父母種々に善巧方便し、われらが無上の信心を發起せしめ給ひけりと御示しあらせられた釈迦牟尼世尊一代の説教は、応病与薬の喩の如く衆生の機類不同なるが故に大小権実顕密と分ちて八万四千の法門を説き述べさせられた。然るに釈迦出世の本懐は何れの法門なりやと云に、万機普益の弥陀弘誓の本願他力易往の要路を極悪底下の凡夫に説き聞かしめんとの大慈悲心より外はなひその趣きを浄土の三部經に説きあらはして、即ち大經は法の眞実觀經は機の眞実阿弥陀經は機法の眞実を説きあらはされた此三部の妙典は、即ち真宗の法門である。然ればかねく聴聞の通り、此世は老少不定電光朝露

のさかひなれば此世の縁のつき次第泣々三悪道をさして行かねばならぬか。何れの行も及び難き愚痴暗鈍の我等の有様、然るに阿弥陀如来は超世の大願をおこしたまひ、只仏智を信ずる信の一念によりて即得往生の大益にあづかり、此世の命ち終り次第には、快樂無極の證りを得さしめたまふことなれば、何れも早く後生の大事に驚きを立て往生浄土の覚悟をせねばならぬ慈悲の父母なる釈迦弥陀二尊は、此無上の信心を我等に発起せしめんがために種々に善巧方便したまふこと、其悲心招喚の勅命をやすく聴聞の出来るのは、全く釈迦如来此土へ御出現の御恩徳と深く喜ばねばならぬ娑婆永劫の苦をすて、浄土無為を期すること本師釈迦のちからなり。長時に慈恩を報すべし釈迦如来の御恩を報せんと思は、行住坐臥をえらばず仏恩報謝の念仏相続するより外はなひ弥陀の浄土に帰しぬれば、すなはち諸仏に帰するなり。阿弥陀如来の御恩を報するのが即ち釈迦如来の御恩を報するのである。然ればいよく真宗真俗二諦の教義を明かに領解いたし、内心には他力の信心をたくはへて、表には我 天皇陛下の御恩を忘れぬ様忠孝仁義の道を本とせねばならぬ。この未曾有の盛典にあひ奉りしことを喜び、各々帰国の上はこの趣をそれへも申伝へ相共に報謝の念仏してよろこび、日暮しを致さるゝが何よりの肝要と存する。

複演〔明治33年7月28日「宗報」第二十五号〕

南 条 文 雄

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

唯今拝聴致されたる両御門跡様御直命の趣き一同有り難ふ御受致されたであらふ。先づ初め當御門跡の御言に、今般未曾有の因縁により、暹羅国王陛下より積尊の御遺形を御頒ちに相成りたこと、実に不可思議の大因縁である。夫に付き各宗管長より當山へ御依頼に相成り、即ち御法主の名代として新御門跡其御迎ひの爲め暹羅国へ御渡航遊ばされ、御恙なく昨日御帰山に相成りたこと。當御門跡に於かせられても御満足に思召すとの御事、併しながら明治の初年に當御門跡日本の国を御出立遊ばされ、印度の仏蹟を拝せられ、仏像をも御受けに相成りたこと、然るに此度新御門跡仏の御遺形のみならず、亦仏像迄も御受けあらせられた。御親子共に仏縁の厚きこと、深く御喜び遊ばさるゝとのこと、然れば御流れを汲む面々善知識御親子共に海外に御渡り在らせられ、或は仏蹟を拝し、或は仏の御遺形を御迎ひあそばされしのみならず、同じく仏像を御受けに相成りたることを承り、別して此度の盛なる御儀式に遇ひしことなれば、唯一時の盛んなること許りに心を採られぬやう、愈兼々聴聞の通り、他力真宗の信心を決定し、天恩国恩の辱なきことを喜び、仏恩師恩の広大なることを長忘れせぬやう、法義相続を大切に致せとの御事、尚引続き新御門跡の御懇ろなる御直命、一人々々の心の底に御承け致されたであらふ。何れも賑々敷御遺形奉迎申上られ、今日は又引続き御召に依りこゝへ集られたこと、深く御満足に思召すとの御事、此度不可思議の因縁により去ぬる五月廿二日に御出立に相成り、昨十九日御帰山あらせらるゝまで前後五十九日の間、何んの御障りも

なく、御職務を尽させられたこと、遠くは仏天の加護、近くは當御門跡明治の初年仏蹟參拝の御因縁に由ること、深く御喜びの御事、扱新御門跡におかせられては、六月十二日には暹羅國の都磐谷府に御上陸に相成り、一週間の御滞在の間は実に御丁寧なる御待遇を受けさせられ、即ち十四日の午後には暹羅國宮内省の馬車に召させられ、奉迎使一同参内に相成り、国王陛下へ御謁見、其節御懇ろなる勅語を賜はり、夫れより一々手を採らせられ、又御親切なる御言を賜はらせられたこと、暹羅國と我日本國とは去る二十一年より新条約を結んであれども、それは表のこと、併し國は遠隔にして制度も習慣も異なれども、同じ釈尊の御教へを信じ奉ることなれば精神上の交際を致すことは尤も容易なることである。夫より十五日には「ヂエータヴァナヴィ ハーラ」即ち祇林寺とも呼ぶべき寺、暹羅語にては単に仏寺と訳すべき「ワットポー」と云ふ寺に於て、暹羅國文部大臣、国王陛下の御名代として、一席の演説をいたされ、御遺形を御頒ちに相成りた。又十八日には宮中に於て御陪食仰付られ、其節宮中に釈迦牟尼世尊の佛像二体を御安置に相成り、一は日本仏教各宗全体へ、一は大谷派本願寺へ遣はすとの御事、夫より懇々御自身にて御説明ありたこと、即ち此仏像は暹羅國累代宝物中の者にして久しく宝蔵に安置せり。今日では既に千年前後を経過したる者である。今より八百年前遷都の時、前の都「ヴィエン、チェン、サン」府に残しおきたることなれども、其後「チェンマイ」に移され、遂に今の都磐谷府に移されたものとの事、佛像の頂上の光明を代表する尖りた

る者を御採りに相成り、その下たに穴がある。此中に昔は仏舍利を安置したとのこと。此像は純粹の暹羅式にして印度式でも支那式でもない。今日暹羅國には到底此様な尊像を彫刻することは出来ないといふせられた。勿論結跏趺坐の御相にして、両足の裏は共に上は向きになりてある。又左りの御手を膝の上部に置き、其掌を上は向きにし、右の御手を右の膝の上に下た向きになされたる、魔羅毘邪耶、即ち降魔の御相である。今日の仏像にて降魔の形と云へば結跏趺坐ではなくして、一方の御足を他の御足の上に置きたるものなれば、古代の仏像と云ふことは此れを以ても明かなることぞと委しき、説明書までを贈らせられたこと、それより勅命によりて御法要を勤めさせられ、国王已下大臣に至る迄謹で聴聞を致されたことで、誠に希有の法事に遇たとの御喜びの色が童顔に顯れた。尚其時の勅語にもこの度日本仏教の各宗派協同して釈尊の遺形を迎ひに参られたことは未曾有の事である。日本の仏教の隆盛を謀るに付き朕の身に叶ふことは如何なる事も辞しはせぬとまでも仰せられたことなれば、深く其思召を感佩いたさねばならぬとの御事。尚又立戻りて此度の仏舍利は如何なる事に依て発見せられたかと云ふに、今を去ること四年前、即ち日本の明治三十年に當り印度の北方にあたり尼波羅國に近き処の「バステイ」州に「ピルドプル」と云ふ地方がある。其耕地を支配する英人の中に「ペツペ」と云ふ人がある。其地方の「ピプラツヴァ」村の内に小丘あり。此丘は「カルカツタ」より汽車に乗りて行く時は、「ウスカ」停車場から二十二哩行きたる所にある。

其丘を掘りかけたのが縁となり、一旦は止めたれども、其後「ミス」と云ふ者が、之を掘たならば仏教の研究を為すに結構なる材料を得であらふと勧めた。そこで三十一年一月再び掘り始めた。それより種々の器物を掘り出した。其中に遺骨と灰を蔵めた瓶があった。其蓋に二行の文字がある。その文字は「ペツペ」自身は解することが出来ないから、之を学者に見て貰ふた。尨が其文字は阿育王の用ひた古文字でありて、其意味は或はこの仏世尊の御遺形の入れ物は釈迦族の名高ひ兄弟姉妹妻子などの御寄附なされたものとの意味にも見えて、兎に角釈迦族の兄弟姉妹等の御方々に関係のあるものと云ふことが慥められた。そこで「ペツペ」は自の私有とせずして、之を英国政府に献上し、それに意見書を添へた。その意見書には既に此の仏世尊の舍利并に灰も在るが、此は世界中の仏教国の国王へ献上下されたしとのことで在りた。英国政府はその意見に随て暹羅羅国に送る手続になつた。そこで暹羅国王よりは翌三十二年二月勅使を送らせられて之を御迎になつた。其時御約束がありて、今では英国の属国となりて居る緬甸と錫蘭とへ分与下されと約束した。そこで本年一月緬甸、錫蘭より奉迎委員を送りて御迎をしたとのことで、其時は例の「ダンマバーラ」も其一人であつた。尚ほ珍しきことは露領の「カルマツク」人迄にも分かたれたことである。然るに今度此釈尊の御遺形を我が日本仏教徒全体に対して分たせらるゝことは益々仏教隆盛の兆と喜ぶとの御言である。然れば御流れ汲みの僧俗一同はいよゝゝ自行化他共に油断をしてはならぬ。そこで御直命にも御

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

和讃を引かせられて、釈迦弥陀は慈悲の父母、種々に善巧方便し、われらが無上の信心を、發起せしめ給ひけり。釈迦一代の御説法は大小権実顕密と応病与薬の喩の通りなれども、出世本懐となれば万機普益の弥陀の慈悲を其俛伝へ給ふが即ち釈迦の本懐なり。弥陀の御慈悲を直に受ることは出来ぬ。娑婆永劫の苦を捨て、浄土無為を期すること、本師釈迦の力なり、長時に慈恩を報ずべし、弥陀の浄土に帰しぬれば即ち諸仏に帰するなりと。夫々御和讃を御引き合せに相成り、其仏世尊出世の本懐は浄土の三部経に示させられて、大経には法の眞実を示させられて、此は薬の如く、観経には機の眞実、此は其薬で無くては全快の出来ぬ病人の有様、阿弥陀経には機法の眞実を明し給ふ。即ち十方恒沙の諸仏の證誠護念したまふことなれば、決して釈迦一仏ばかりではない。十方の諸仏が共に勧め給ふ弥陀の本願なれば、無疑無慮乗彼願力定得往生、一念帰命の信心を決定して、念仏行者に不似合の振舞なき様に日送りせねばならぬ。愈此辺を取り違へぬ様、兼て称へ習ふた念仏を忘れぬ様にせよとの御意、実に老少不定の娑婆に居乍ら、仏滅後三千年の今日に至り、ケ様に迄御遺形を拝し奉ること誠に喜ばねばならぬ。御遺形とは舍利である。舍利とは梵語で委しくは「シャリーラ」、此に骨身と翻ずる。舍利の種類には色々あり。透明なるもあれば、不透明なる者もあり。それらのことはかねて和漢の書物にも出てあること。然れば此御遺形奉迎を一大因縁として出京の面々は、唯今御示しの御法義のところをば、いつもの事の様に思はず、老少不定の此身なれば後生の

一大事に一きは驚きを立て、我が行先き一つを大丈夫にせねばならぬ。我日本の仏教は最初朝鮮の国王より仏像経巻を献ぜられた。夫より此方仏舎利の渡りたことは数多あることであらふが、此度暹羅国王より同じ仏の教を奉ずると云ふ所より斯の如く御懇ろなる御思召を以て御分与下されたことは誠に珍しき事である。

然れば此御趣意を奉体し、御希望を空しくせざる様に心掛けられ、仏法興隆に心を用ひ、人の事を彼是云ふ前に自分々々の行く先きを安心し、つまらぬ事にうろたへる様にては暹羅国王へ対しても相済まぬ訳ぞと御丁寧に御諭し下されたる御趣意を御請致されて、僧侶一同今日わざわざ御召しに相成り、御実見の次第をも一一御示に相成たることなれば、最早や私に限り以来御苦勞は掛ますまひと決心致され、此辺の思召を、帰国の上は夫々へ申伝へられ、ケ様な事に遇ひ奉りたは、釈迦如来かくれまし／＼て、二千余年になりたまふ。正像の二字をはりにき、如来の遺弟悲泣せよと。正像末和讃の始に御示しなされてあるのに、今日の我々はまのあたり御遺形御奉迎の御縁に遇ひ奉りしことは、仏の御出世に遇ひ奉りたと同様と喜ばれ、何の中よりも法義相続大切に致されよとの御ことなれば、両御門跡様御門跡直命の御思召、能く心得わけられ、取違のなき様致されよ。演説は先づ此れ迄。

●**釈尊御遺形奉迎稟報**〔明治33年7月28日「宗報」第二十五号〕

大聖釈迦牟尼世尊入滅以、来茲に三千年遺教東漸の後ち教林漸く凋落の色を呈せんとするのとき、暹羅国王陛下より我仏教各宗派

に對し世尊の御遺形を贈り給ふの叡旨を辱ふし、本月十九日を以て恭く御遺形を迎へ奉るの盛事に遇ふ。今該奉迎に關し、奉迎使着暹以来帰朝後に於る諸般の報告及紀事を蒐輯し、之を掲載すること左の如し。

奉迎使磐谷府着

六月十二日午前十時、奉迎使一行は暹羅文部省より出迎の小蒸汽船に搭して磐谷府に上陸せり。在暹日本公使館書記官書記生及び公使館附警部等数名奉迎使の便乗せる新嘉坡号迄出迎ひせられたり一行は、波止場より馬車にて先「パレスホテル」に着し昼飯を喫し正使大谷光演、隨行長南条文雄二師及家従下間氏三名は直に公使館に赴き同館に宿泊せられ、而して他の奉迎使藤島、前田、日置三師は東洋館に移り、光演師隨行の石川大草等十名は「パレスホテル」に留まりて一行は三処に別れたり。

前田藤島日置三奉迎使は、同日午後直に公使館を叩き稲垣公使に面会し、大谷正使と打合の上公使の誘導にて馬車を駆りて文部外務陸軍の三大臣及參謀總長を訪問せり。是夜稲垣公使は奉迎使四師及隨行長南条を請して晚餐の饗応を為したり。

十三日午前十時文部大臣は日本公使館に來りて昨日奉迎使訪問の答札を為せり。午後奉迎使の一行は文部省書記官の案内に依り、磐谷府南方仏教新派の「ワットプロンスリン」寺に抵り（新派は今を距る五十年前先王の創設に係る者にして、寺院の裝飾儀式并に僧侶の法衣は異なる所あり）釈迦の大像を拝し高塔を縦覽し、尚ほ寺院内に設立する巴利語學校を巡覽せり。生徒百名計あり、

他日僧侶たる可き候補者は勿論苟も暹羅に於て紳士たる可き者は巴利語を知らざれば、其資格を有する能はず。恰も歐洲諸国学士が羅典希臘語を学むと一般なり。該学校は比較的清潔にして西洋風の構造にして教師は皆僧侶なり。日本仏教各宗の学校を以て之れに比すれば、或は遜色なき能はざる可し。奉迎使は帰路工部大臣及磐谷府の知事を訪問したりき、此夜稲垣公使奉迎使及随行南条石川大草七師は文部大臣の晩餐会の招きに応ぜり。大臣の邸宅には、日本提灯数百を吊し煙火を打揚げ、又蘇音器を以て暹羅の時歌を発せしめたり。深更に及で旅館に帰れり。

十四日午前、各奉迎使は文部省吏員の案内にて仏骨を蔵する高塔を拝観し、帰路内大臣を訪問す。

暹王謁見

十四日午後四時宮内省より日本公使館へ廻はされたる三台の馬車に、各奉迎使及稲垣公使同乗し随行の僧侶も亦他の馬車に乗りて轡々と車輪を軋らせて宮門に入れば、近衛兵は左右に排列して捧銃の礼をなせり。各奉迎使は宮内文部二大臣に誘はれて「グラントパレス」に入れり。王宮は西洋流の石造にして宏壯輪奐燦然として人目を奪ふ巴里府の「チュルリー」「白耳塞」の王宮、秦皇の阿房も蓋し之に過るなかるべし。然ども、惜むらく其規模の狭小なるのみ暫くありて、暹王は鬪を排して履声高く軋りて出御し玉ひ、胸間に各国の勳章数個を帯び、盛装儼然威儀堂々一見人をして仰視に堪へざらしめたり。王は大谷正使より順次藤島前田日置奉迎使に対して握手の礼を行ひ玉ひ、而して大谷正使は暹王

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

の優渥なる歡慮に依りて、今回日本仏教各宗派に対して積尊遺形を分頒せらるゝ恩旨の辱けなき旨を拝謝せられたれば、暹王は直に暹羅語を以て数十分間の勅答をし玉ひたり。其態度の活潑にして威儀整齊毅然として侵す可らず音吐朗々として満殿に透徹して真に謹聴す可きなり。勅語了りて文部大臣之を英語に口訳し南条随行長は又之を日本語に口訳せり。(勅語大意は別記の如し)謁見式了り、控間に於て宮内大臣は暹王誕生簿を把りて各奉迎使をして出生の年月日を自署せしめたり。

(勅語大意)

仏世尊ノ神聖ナル遺形ノ一分ヲ受領センガ為メニ、始テ此ノ国ニ来レル日本仏教徒ノ奉迎使ヲ見ルコトハ、朕ノ喜ブ所ナリ。且ツ日本ハ、暹羅ヨリハ遠隔ノ国ニシテ制度習慣等或ル場合ニ於テハ異同ナキニ非サレドモ、尚同一宗教ヲ信ズル所ノ同教国ナルコトヲ信認スルコトニ於テ、満心ノ歡喜ト満足ノ感情トヲ以テ刺撃サレタル熱心ノ程ヲ領解アリタキ筈也。朕ハ仏教ノ先導者ニシテ、且保護者ナルコトヲ承認セラレシ上ハ奉迎使ヘ神聖ナル遺形ヲ分配スベキ幸福ナル義務ヲ尽スコトハ甚ダ喜ブ所ナリ。従前日本仏教徒ガ此神聖ニシテ真実ナル遺形ノ分配ヲ得ザリシコトハ、彼等ガ其一分ヲ得ンコトヲ欲望スベシトハ朕ノ識認セザリシガ故ナリ。今ハ此貴重ナル宝物ノ一分ヲ得テ日本ニ安置シ巡拝者ヲシテ其便ヲ得セシメントスル。彼等ノ願ヲ信認セシ上ハ、之ヲ手渡シスルコトハ甚ダ喜ブ所ナリ。

奉迎使ノ此国ニ来リ、且ツ普通協同ノ利益ノ為メニ開明ノ事業

ニ倦怠ナキ尽力ノ程ハ、朕ノ感謝スル所ナリ。日本仏教徒ガ海
外仏教徒ヲ熟知シ、一層交際ヲ深密ニシタル後ハ、日本仏教ノ
益々隆盛ニ赴クコトハ朕ノ最モ切望スル所ナリ。

御遺形奉授式

六月十五日は、予め期定せし式日なり。此日朝来気重く風静かに
して磐谷府内熱塵治まり暑威亦熱帯の常に似ず、午後四時一行総
て正装して日本公使館に会す。暹羅国文部省視学官スナングバイ
サル氏の来り迎ふるを待ち、直に稲垣公使并に同夫人の車を先
て、王城の東南に向て走る路半にして、驟雨遽かに襲ひ来り行列
動揺し、一時馬車の躊躇せることあり。四時ゼトヴァナ寺に着
す。該寺は百年以上の古刹にして俗にワットポー（仏寺の意な
り）と称し、緒嗣たるべき親王の帰仏せる者必らず来りて薙髮清
形衆僧と共に如法修行を事とする所たり。（暹羅国の俗凡て一度
僧行を修するに非ずんば、頭位に立つ能はざるは勿論、人として
亦完全なるものにあらずとするに依る。）東北に面せる西門より
入りて堂に陞る正面の仏前には、灯火耀やき四壁の金光玉影と相
映じて燦爛自ら崇敬の念を生じせむ。加之妙香馥郁として拝者の
胸襟清涼を覚ゆ。堂内中央の高台に金塔を置き四圍美花を以て装
ふ。左側には當寺在住の法親王を始めとし住持の僧正并に都下有
名の高僧等二十余名等しく僧位扇を把して椅子に倚る。日本派遣
の一行并に暹羅留学の日本僧二名當府支那寺の住僧二名相並んで
坐を占め、正面の後部には暹羅国文部大臣同次官日本公使同夫人
并に有司数十席を列ね、其右側に當りて當府在留の日本人二十余

名亦陪席せり。席定まるや文部大臣バスカラウオングセ氏立て拝
仏暹羅国の式辞を朗読し、続て英語の同文を読む。其意中両国仏
教徒の交際之に由て益々密ならんことを望むと云へるにあり。此
間に有司金塔の中より一小金塔を出して大臣座前の卓子に具ふ。
次に奉迎正使日本文の答辞を朗読す。次で暹羅僧の読経あり。誦
声玲瓏にして静調転た渴仰せしむ。此間時計恰も六時を報ず。右
終て奉迎正使并に奉迎使立て三帰依文を黙誦し三拝の礼を行ふ。
之れより大臣自ら金塔を開て聖骨の所在を證し、之を奉迎正使に
授く。奉迎使進で亦た之を拝し、恭しく所齋の金器に納め以て座
に帰す。こゝに於て式全く終り堂内右側の空間に小憩し順路車を
馳せて公使館に帰り奉迎正使并に奉迎使立会して之に嚴戒を施し
同館の清処に安置す。終て各自宿舎に帰りし時正に七時半なり。

内道場拝観

十六日午前各奉迎使は、文部省吏員の案内を以て宮中内道場吉祥
宝寺を拝観す。本尊は翡翠石釈迦の座像（長三尺計）にして往昔
隣国老耄と戦ふて勝利を得たる分取品なりと云ふ。其価値を論ず
れば、実に数億万円にして暹羅を挙るも、或は之に比するに足ら
ざるなりと。又高数十丈の金塔あり。黄金を以て瓦となし、珠玉
を以て柱梁を飾り金碧燦爛赫奕目を奪ふに至りては世界希に観る
所の者たり。加之数千の瓊珞風に触れて相摩し鏘々然として音響
を発する有様は宛然として極楽世界に遊ぶの想ひあり。又堂中敷
物は銀板を以て「アンペーラ」に代へるものあり。其他小体の黄
金仏に至りては勝げて数ふ可らず。其美を王宮仏殿に尽すに於て

は宇内何れの国か、蓋し暹羅に過る者なかる可し。

愛知阿旧都並晚波院離宮

十七日午前七時半奉迎使一行は、宮内省より仕立たる列車に搭じて旧都愛知阿に赴く鉄道は広軌式にして、機関車の燃料には割木を用ひ、蓋し暹羅は石炭を出す鉾山なきに由る。旧都磐谷を北に距る三十哩許にして、市街は湄南江の兩岸に跨りて浮家泛家江流に傍ふて櫛比羅列し、往来必ず舟楫の便に依らざる可らず。各奉迎使は内務省の小蒸汽に搭じて知事「ワルボンサー」を訪問せしも不在にして、書記官知事に代りて奉迎使を接待し、知事の別邸に朝食の饗応をなしたり。

一行は案内に依て駆象場を縦覧す。該場は巨材を以て埒を結び、毎年交尾の候に際して馴養の牝象の率ひて山間に至りて野生の象を誘引して駆象場に欺き入れ、堅く埒を鎖して数象中に就き良象を択で余は尽く之を解放する者にして、彼等は其解放せらるゝや、先を争ふて湄南江に投入して濁水を飲む。数日の渴を医する有様は頗る奇観なりと云ふ。蓋し駆象の事は他邦になきことにし、暹羅の特色也。晚波院の離宮は洋風の築造にして、其規模頗る宏壯輪奐一見人目を驚すに足る。室内の裝飾は金銀瑠璃金剛翡翠玳瑁等の寶石を用ひ、燦爛赫奕人をして応接に暇まあらざらしむ。金銀瑠璃実には宇内の珍器宝物を蒐集して人生の豪奢を極むる者と謂はざる可らず。暹国全体の富の程度に比すれば、或は権衡を得ざるの感なき能はず。英仏人の暹国に対して垂涎三尺豈其故なしとせんや。

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

奉迎使一行は離宮構内内務次官の別邸に於て、次官より昼飯の饗を享く。配膳頗る丁寧を極めたるを以て、一行は意外に満足して三時四十分の汽車にて盤谷府に帰れり。愛知阿の旧趾は禾黍離々一も目を寓するに足る者なし。

宮中陪食

十八日午後二時、各奉迎使は稲垣公使と共に宮内省より廻されたる三台馬車に乗り宮中に伺候したり。則ち宮内文部外務三大臣は奉迎使を出迎ひ、待合の間に導き暫時休息の後、暹王寢殿に御し玉ひ、各奉迎使に対して握手の礼を行はせられて、自ら先導して食堂に入り玉ひたり。陪食の榮に与りたる稲垣公使及奉迎使の外随行長南条文雄師一人にして、他の十一名は暹国政府の親王及文武官なり。暹王は日本仏教の万歳を祈り、併せて各奉迎使の健康を祝し玉へり。食時中は庭前に絶へず鬩曉なる天樂を奏し、又は大団扇を揮ふて涼風を送り、賓客をして薄暑の苦悩を覚へざらしめたり。食了りて別室に於て珈琲を賜はり、而して暹王より日本仏教各宗へ対して金銅の仏像（長三尺計）一軀を賜はりて、勅せられて曰く、此仏像は暹羅特有の鑄造にして印度に非らず、支那に非らず。純然たる暹羅の仏像にして一千年前の古仏なり。現時鑄造の技術を失ひたれば、今之を鑄造せんと欲するも復た得可らず。是我邦の重宝なり。願くは他日、日本に於て仏骨安置の殿堂出来せば、此仏を前立として安置せられんことを望むのみと慇懃に各奉迎使に対して握手の礼を行ひ、海陸万里帰路恙かなきを祈ると勅し玉ひて、各奉迎使は退出せり。

正使大谷光演師へ対して、別に金銅の仏像一軀（長一尺計）を賜はり、又各奉迎使に對して紀念章四枚を賜はりたり。一個は青銅にて、二個銀製、他の一個は金製なり。各表面には仏像を彫刻せり。（別記の如し）文部大臣よりは各奉迎使并に隨行の僧侶に對して仏像一軀宛贈与せり。外務大臣よりも各奉迎使へ贈品ありと云ふ。

（御告別勅語ノ大意）

日本仏教各宗派ガ協同一致シテ神聖ナル積尊ノ遺形ヲ奉迎スルコトハ、朕ノ甚ダ喜ブ所ナリ。将来益々其協力ヲ堅固ニシテ有益ノ事業ヲ興起シ、宗教上ノ利益ヲ普通ナラシメ、最初ノ一念ヲ貫徹スル様ニアリタキコト、朕ハ同一宗教ヲ信奉スル上ヨリ深く企望スル所ナリ。奉迎使ハ已ニ此地ニ於テ作ス可キ事ヲ作シ了レリ。今後ハ我等ノ宗教ガ、益日本ニ於テ隆盛ニ赴ク可キコトハ信シテ疑ハザル所ナリ。尚今後各宗派ノ協同一致シテ布教ノ策ヲ計画スルコトニ於テ助力ス可キ事アラバ、朕ガ如何ナルコトヲモ辞セサルベシト貴師等ニ約束ス。

今日朕ガ日本仏教徒へ寄贈スル所ノ仏像ハ、今度受領セラレタル積尊ノ遺形安置ノ処ニ同ク安置アリタシ。王后ヨリモ三藏聖經ノ写本ヲ寄贈ス可キ筈ニテ、之ヲ入ル、ノ錦囊ヲ手製中ナレバ、此ハ後日差送ルベシ。

御遺形ハ大切ニ護持シテ無難ニ本国ニ帰着シ、速ニ奉安処ヲ定メテ之ヲ崇敬セラル可シ。尚海路平安諸師健全ニシテ帰国セラレンコトヲ望ム。

（紀念章ノ符号ノ説明）

円カナル紀念章ノ表面ニハ仏世尊ノ緑玉石ノ形像ヲ表シ、背面ニハ「タンニチャツカ」（法輪）即チ法ノ主權ヲ意味スル車輪ヲ表ス。之ニ附記スル略字ハ「アツタンギガマツガ」（八支聖道）ヲ意味ス。曰ク正見、正思惟、正語、正業、正命、正精神、正念、正定是ナリ。

其他ノ紀念章ハ其樹下ニ於テ世尊ノ正覺ヲ成シ玉ヒシ菩提樹葉ノ形ナリ。其表面ニ付暹羅ニ於テ多ク礼拝スル所ノ世尊ノ大ナル青銅ノ像ナル「ブラ」「尊」「ブツタ」「仏陀」「ヂナミーハ」（勝師子）ト呼フ所ノ像ヲ写シ、背面ニハ仏教紀元二千四百四十年ニ於テ之ヲ創造セシ年代ヲ示ス文字アリト知ルベシ。

千九百年六月十八日、盤谷「グラントパレス」（大王宮）ニテ、

公使館夜會

十八日夜、稲垣公使は各奉迎使及隨行員、其他暹國政府の文武官并在暹各國の公使領事貴夫人等百有余名を招きて夜會を開き、軍樂を奏し暹羅の優伎を演し、日本の煙火を打揚げて余興を助け立食の饗応あり。主客飲を尽して深更に及で散す。蓋し該會は仏骨奉迎使の爲めに開くものに似たり。

奉迎使出立

十九日午前十時、奉迎使日本公使館に集まり文部省より廻はされたる小蒸氣船に搭じ、稲垣公使夫婦及文部大臣秘書官等同船して湄南江を下り、河口に淀泊せる独逸船「マーラット」号に移れり。在暹日本人は勿論、文部大臣自ら來りて奉迎使の一行を送れ

り。而して「マールラット」は、午後二時汽笛と共に抜錨して湄南江を離れた。奉迎使一行盤谷府滞在は僅か一週日なれども、朝参訪問応請待賓疫病を畏れず。炎熱を憚らず、日夜奔走して殆んど寢食に遑まらざりき。又暹羅政府は接待官を附して名勝旧跡に案内して奉迎使一行をして十二分の満足を与へたり。如此き取扱ひは、毫も国賓と異なる所なし。暹羅あらざれば、安んぞ仏教徒に対して如此優待厚遇するの国あらんや。而して稻垣公使の周旋尽力の行届きたる結果、亦与りて其多きに居ると云はざる可らず。

奉迎使一行は廿四日新嘉坡に着し、仏蹟参拝は都合ありて之を見合せ、大谷前田日置三奉迎使は仏骨を供奉して直に帰朝の路に就き、藤島師は本山の命に依り、一行に別れて来九月初旬巴里に開ける万国宗教歴史会に参会の為め歐洲行の鵬程に上れり。(以上の諸報告は、奉迎使一行中より送附に係るもの。)

御遺形奉迎使帰朝

奉迎正使並に奉迎使の御一行には御遺形を供奉し、去月十九日磐谷府を出発せられ、新嘉坡及香港を経て本月十一日午前七時長崎港へ御着、同十三十四の両日同港に於て御上陸会を修行し、同十五日午前十時五十八分御同港御出発、同日午後十時二十四分門司へ御着、直に御乗船、翌十六日徳山を経て同日午後四時五十分神戸へ御着、同地にて御一泊、翌十七日午前十一時三十五分神戸駅発列車にて午後零時三十六分大阪梅田停車場御着、夫れより列を整へ四天王寺へ御入、翌十八日同寺に於て拝迎会修行、十九日午

前六時三十分天王寺駅発列車御乗込、同七時三十一分梅田駅にて官線列車に御交換、京都に向はせらる。

京都御着の光景

京都停車場にては予定の時刻に先ち、奉迎の僧俗男女幾万人となり、群集なし停車場より本山附近に至るまで両側とも人もて墻壁を築きし如く、或は紅或は白または紫其他いろ／＼の講社旗は花紅葉の如く翻々たり。

時は、次第に近づきぬ百八の煙火は爆然として中天に轟きぬ。かくてプラットホームに入り出迎へしは、奉迎事務総理村田妙法院門跡、本願寺派法主代理連枝近松尊定、天台座主中山玄航、真言宗長者原心猛、天台五箇門室の門跡、暹羅国公使其他各宗派管長、奉迎委員、我派の大中学の所化生徒寮生徒等千二百余名にして、いづれも静肅に汽車の近づくを待ちぬ。

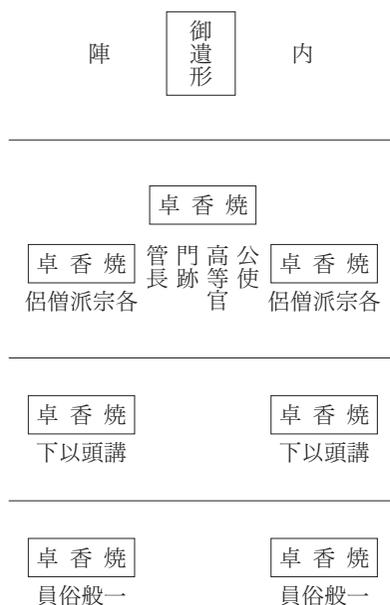
かくて午前九時十分(二十分延着)に至り、御遺形を載たる汽車は徐々として七条停車場プラットホームに着するや、奉迎正使以下いづれも旅装のまゝにて下車し、御遺形を納めたる小唐櫃は赤地の大和錦にて蔽ひ、奉迎使委員中土屋觀山、後藤禪提之を昇き、先導は名和洵海、左右に附添は天台宗園光轍、日蓮宗豊田日貫にて、次の奉迎正使奉迎使並に正使の随行長等数名随従し停車場構内を出で、一行は徒歩にて烏丸を北へ徐々として本堂門より御入ありたり。

御入堂

かくて小唐櫃の本堂門に入るや、小林法務局管務先導し本堂正面

階下に至り、御門跡及連枝方奉迎堂衆階下に於て唐櫃を昇ぎて昇堂するや、御門跡の御先導にて内陣に設けたる錦茵の上に奉安し、一同左右に分列蹲踞し、夫より御門跡并に奉迎正使内陣に入り、次に連枝方入堂各門跡、各宗派管長以下奉迎者昇堂外陣に仮坐し奉拝し終て折、障子を閉づ。夫より唐櫃は本堂後門より後堂を経て大師堂に設けし内陣中央の華籠棚の上総金経卓の上に奉安し、右一同拝礼し終て退出ありしは十時三十分にして、此時内陣の金障子を開く。

夫より同堂外陣に於て、暹羅国公使并に高等官各門跡以下の焼香ありしは左図の如し。



右終て十一時三十分、折障子を悉く閉ぢ参詣を停止し、夫より内陣正面地布教に宝輿を据置き御遺形を宝輿に移し折、障子を開き正午両門を閉ぢ、両堂前に於て列を整ふ。

出門と行列

かくて午後一時を報ずるや、大師堂の広庭に列立せる供奉参列員は、我派の諸講中を始め何国何組何々講と染抜たる種々の旗幟を押し立て、一講一組には取締りありて、それ〴〵進退を指揮せり。やがて列を整へ、先きに六金色の仏旗飄がへりつ、次に空也堂、次に各講中各団体、次に金閣不動講員、次に明暗教会、次に各宗学生、次に真言律宗、次に華嚴宗、次に法相宗、次に融通念佛宗、次に時宗、次に日蓮宗、次に三門徒派、次に誠照寺派、次に山元派、次に出雲路派、次に木辺派、次に興正派、次に仏光寺派、次に高山派、次に大谷派、次に本願寺派、次に曹洞宗、次に黄檗宗、次に永源寺派、次に円覚寺派、次に大徳寺派、次に東福寺派、次に建長寺派、次に妙心寺派、次に南禅寺派、次に建仁寺派、次に相国寺派、次に天竜寺派、次に西山派、次に真言宗、次に真盛派、次に寺門派、次に天台宗と次第に列を進めたり。

此行列の半ば進みし頃、即ち午後二時三十分いよ〴〵大師堂より鳳輿を出すこととなり。楽僧は嚙曉たる楽を奏するに連れ、堂衆は徐々宝輿を昇ぎ、階下に至り御門跡はこの処にて奉迎一同列を整へて出けるが、其光景は天台宗に次ぎて六金色の旗二旒飄へり。次に各宗管長、次に村田総理、次に暹羅公使、徐々として歩し、次に楽師絶へず嚙曉たる奏樂をなし、次に紅色錦欄に仏の一字を繡とりたる仏旗を飄へし、次に青地錦の天王旗二旒閃めき、次に宝輿は燦爛する金色の光を放ち、瑛珞など相触れて鏘々たるも蔽そかに、次にまた青地錦の天王旗風に斜めに、次に奉迎正

使、次に奉迎使、次に奉迎使随員、次に奉迎委員、次に各宗門跡、次に各宗派本山住職、次に各宗派重役、其他各宗派僧侶、各団体総代、各宗派講中等にて其数幾万なりしか、殆んど計るべからざりし。

かくて同行列の先登は午後二時五十分妙法院に着し、宝輿の同じく着したるは同四時二十五分にして同院宸殿勅使門より御入輿、次で宸殿戸帳の前に仮奉安を為し、三方は簾を下し莊嚴をなし、池の坊の立花一对挿花二対を供へ蠟燭を点じ、全く終りしは同四時五十分なりし。

仮奉安式

かくて午後五時を報ずるや、宸殿仮奉安所にて仮奉安式を挙行せり。かくて式を初むるや、先づ三方の簾を上げ、暹羅公使等は宸殿東北の間に列坐し総理、奉迎正使、各宗管長、門跡、資格ある一寺院住職等百余名は東南の間に、其他各信徒は西の間に列坐し、法鼓三声を相図に奏樂ありて仮奉安式の法要あり。夫より一同順次宝輿の前に進み焼香をなし、式の全く終はりしは同五時二十分なりし。

仮奉安会

积尊御遺形仮奉安会は二十日より二十二日まで三日間、各宗派開始順次に依りて仮奉安殿なる妙法院宸殿に於て行はれたり。第一日は天台宗、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗、第二日は真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗、法相宗第三日は浄土宗西山派、

真宗各派、融通念仏宗にして、我派は第三日、即二十二日午後第三時より最終法要として御門跡御親修あらせらる。亦御連枝には慧日院殿御参勤、其他法務局員等参勤せり。勤行は大導師登高座伽陀三礼嘆仏偈、大導師以下行道散華伽陀大導師下高座三礼一同総礼にて退散ありしは、四時三十分なりし。

御遺形授受式

二十三日午前十一時三十分、妙法院宸殿なる仮奉安殿に於て暹羅国公使立会し、奉迎正使奉迎使と各宗派管長奉迎事務総理各宗派奉迎委員との間に御遺形授受式を行ひたり。先是午前十時三十分宸殿周囲に深く幔幕を垂れ、各宗派管長代理三十七名、事務総理奉迎委員二十三名、正使随員二名、この内に入り暹羅国公使、書記官等着席するや、奉迎正使及奉迎使先づ拝礼宝輿を開扉し、御遺形を納めたる同函を室中の卓上に奉安して各自席に着き、授受の辞を述べ、次で天台座主以下各宗派管長順次拝瞻し、次に村田総理、暹羅国公使、奉迎事務常任委員、各宗派奉迎委員等拝瞻し了て、村田総理進んで暹羅国より仏舍利分贈に係る謝辞及奉迎使に対する謝辞を述べ、奉迎正使及暹羅国公使之に対して答辞を述べたて村田総理金函を奉鎖し、一同式場を退きしは午後一時なりし。村田総理が公使に対し述べたる謝辞并に公使の答辞は左の如し。

积尊御遺形奉迎事務総理妙法院門跡大僧正村田寂順、謹で暹羅国王陛下の全権公使リチロングロナチエト侯爵閣下に白す。

閣下は貴国王陛下の聖旨を奉じ、此积尊御遺形奉迎の時に當り、

遙に東京より来り。其式に臨み驕陽赫々の日敢て其勞を辞せず。吾国の儀式に遵ひ、徒歩参列の員に加はり、数日間此地に滞在し、時々法要に参会し、本日亦授受の式に臨まる国王陛下深甚の叙旨と醇厚なる慈恵とに因ると雖ども、閣下の忠愛親切にして仏法の為め我国の為め深く其心を尽さざるゝに非んば、豈能く此の如くならんや。吾国仏教徒は国王陛下の特恩と积尊遺形と俱に閣下の忠愛なる厚意は永く記して忘れざるべし。今吾国各宗を代表し、爰に此書を奉ず。敢て請ふ閣下亦永く紀念と為さんことを。

明治三十三年七月廿三日

积尊遺形奉迎事務総理

妙法院門跡大僧正 村田 寂順

暹羅国公使の答辞

各管長猥下總理猥下及各高僧榻下、余は今懇到なる村田總理猥下の謝辞に接し汗顔に絶へざるなり。余が勞は、之を各位日夜の尽瘁に比すれば真に万が一にも當らず、余は却て各位が国を愛するの深き即ち法に尽くすの大なる此の如きを致すに感激するものなり。

抑も貴国仏教の益々隆盛ならんことは、我国王陛下の深く希望あらせらるゝ所にして、奉迎使猥下等の親しく 竜顔を拝して承はられたる所なり。

而して勅命を蒙りて、特に東京より来り会したる余が、盛大壯嚴なる古今未曾有の式に列し無数人民の熱心なる歡迎礼拝を目

撃し、又且つ数日の間此山美しく水清くなる都に滞在して諸本山及霊場を拝し到る処優待を蒙り、今又茲に积尊遺形授受の式滞りなく結了せられたるを視て、具さに之を陛下に奏報し奉るの時、如何に御機嫌麗はしくあらせらるべきかを想像し奉るに余りあり。今や余の任務を終へ袖を各位と別かたざる可らざるに臨み、時に一言呈し置度ものあり。今回の奉迎に於て礼拝人民の夥しき参列僧侶の多き儀式の盛んなる設備の美なる真に前代未聞なりと称せらる。之れ誠に然らん。然れ雖余の特に喜び且つ感じたるものは、仏教各派が漏なく賛同結合したるにあり。法の為に一切の情実を忘るゝにあり。親睦団結の固くして外教徒をして驚嘆せしめたるにあり。此美德にして存する限り、仏教盛んならざるを得ず。切に望むらくは仏教各派を代表する各位が永く此心を以て心とせられ、何等の場合に於ても常に仏教全体の為めにすることを忘れず、相助け相励み世界に卓絶せる此教をして愈盛大ならしめされんことを。

明治三十三年七月廿三日

积尊御遺形授受式場に於て

リイチロンロナチエトミヤム国

全権公使侯爵 リチロンゴロナチエト

◎积尊遺骨発見に就て〔明治33年7月28日「宗報」第二十五号〕

教海一瀾に高楠文学博士の积尊御遺形発見に就ての評論を載す。転載して以て読者の便に供す。

一昨年、印度に於て、発掘したる仏世尊の遺骨、及その副品は、我国に於て仏骨奉迎の事あるに伴ひ、端なく世の注意を喚起したり。仏教者の間に於ては、奉迎讃否の声喧しく聞えしも、とにかく、各派連合して、数万の金を費やし、十数名の特使を派したるを見れば、その奉迎の事は仏教の輿論となりしものゝ如し。之が為批評者の眼光も一層之に向ふに到り、宗教者としては我仏教者はその思想慥かに十字軍以前に劣ると評し、仏陀伽耶回復事件の再演なりと評し、若くは我国には何故に韓退之なきかと冷笑せるものもありたるが、その仏骨に関する詳細に到りては、尚疑雲の間に隠蔽せられ、之を迎ふるものも、之を非難せるものも、俱に之を知らざるものゝ如し。その奉迎の可否は之を別問題とし、その史伝の存否真偽に到りては、学者の宜しく攻究すべき所なり。之に関する幾多の質問は、遂に予をして一言の止むを得ざるを感ぜしめたり。

● 仏滅後遺骨の分配

仏経中、最多く歴史的事実を包含し、最も広く信者の記憶に残れるを「涅槃經」とす。現存の涅槃經中、最歴史的価値あるを巴利語の「大般涅槃經」とす。その第六篇は正しく、仏滅の事跡、荼毘、分骨、造塔供養の模様を明記せり。今略して之を示さん。

仏二月八日の暁、「我滅後、所説の法戒、即是れ汝が大師、諸行は実に無常なり。勇猛、度脱を期せよ」との言を遺し、八十歳を一期として涅槃に入る。俱尸那羅の市長、その報告に接

し、香花音楽を命じ、沙羅雙樹の林中に会し、遺骸を擁護し一日を過ごし、二三日乃至六日に到る。七日の朝に及び、市の南郭に於て荼毘の式を行はんことを議す。八人の力士遺骸を動かさんとするに遂に能はず。之を尊者阿菟楼駄（無滅と訳せり）に告ぐ、尊者その神意に反するを教ゆ、遂に之を北郭に運び、般彈那廟（市民の祖廟）に安置し荼毘の用意をなす。その火を点ぜんとするや、何故かその意を果す能はず。又阿菟楼駄尊者に告ぐ、尊者曰く仏意大迦葉の会葬を竣つと。遂にその到るを待ち葬式の終る時に、棺辺自然に発火し、荼毘の礼成就せり。その時使を遣はし縁故を具して遺骨を請求せしもの、

- 一、摩迦陀国 阿闍世王 (Magadha, Ajātasattu)
- 二、毘舍離国 栗咭毘族 (Vesālī, Licchavi)
- 三、迦維羅国 釈迦族 (Kāpilavatthu, Sākya)
- 四、菴羅割波国 跋離族 (Allakappa, Bālīya)
- 五、羅摩邑 拘利耶族 (Rāma-gāma, Koliya)
- 六、吠率奴国 波羅門族 (Veha-dīya, Brahmana)
- 七、波婆邑 摩羅族 (Pāvā, Malla)
- 八、俱尸那羅市 摩羅族 (Kusinara, Malla)
- 右八種族に対し舍利の分配終りたる後、鞞菴莉邑の孔雀王來り。請求せしも、已に余す所なきを以て、火葬地に残りし炭と灰とを受け之を持去れり。
- 九、鞞菴莉邑 孔雀王 (Pipphalivana, Moriya)

而して右の如く命を受けて舍利の等分を司りたる波羅門、徒盧

那は世尊の遺骸を入れありし大瓶を請受けて之を祭り供養せり。

十、香姓波羅門 徒盧那造塔 (Brahmana, Drona)

右の事跡は巴利書涅槃經に出で、我国に伝はれる漢訳の經中にては仏本行經八王分舍利品第三十一、長阿含遊行經第二之三、説一切有部毘奈耶雜事第三十九、大般涅槃經後分卷下、仏所行讚經分舍利品第二十八等少しく異同あるも、皆舍利分配の事を記す。即「八王起八塔、金瓶及炭灰、如是闍浮提、始起於十塔」の事實は南北両仏教の聖書に明記しあるも、果して明確なる史的事実なるや否や、何人も之を考證するを得ず。而るに仏滅後二千四百年を経る今日に至り、この南北両仏教聖書中に記せる仏骨分配の事跡は果してその事実なりしを證するの一大発見に遭逢せり。

● 釈族遺骨龕の発見

今茲に「舍利」と称せしは、我国に名づくる如きものに非ずして、唯「遺骨」と云へる義なり。「舍利」は梵語にて精しくは設利羅と称し「身」の義なり。夫より転じて「遺骸」を意味し、遂に「遺骨」を呼称するに至れり。世尊の遺骸は荼毘に附したれば、後世に伝はりしは唯その遺骨の碎片のみ。而してその一部分を二十四世紀を経る今日に於て発見せりと云ふは、抑々如何なる證跡ありて主張せるものなるが請ふ暫く茲に之を述べん。

今より四年の前印度尼波羅領域内に於て、釈尊の誕生地なる風毘尼園 (Lumbini) の記念碑を発掘し、続ひて仏教に特殊の縁故ある迦羅羅城の故趾をも発見するを得、印度古代の地理に於て一大

変革を來たし、仏教歴史の上に一の新生面を開きたることありしが、その時より印度古学研究者の眼光は更にその地方に転じ、尼波羅領と英領との境域地方に於ける幾多の高丘は恰も印度古代史の紙葉を開くと一般、無限の興味を以て、その発掘を思立たしむるに到れり。その数多き高丘の中最高くして最望みあるものは、偶然にも一歐人ベツペ氏の所有地に存在せり。氏は経験ある技師にして、現今ピプラー (Piprahā) と名けらるゝ一邑に莊園を有したり。氏がその邸内なる高丘の発掘に従事したるは一千八百九十七年 (明治三十年) の春なりき、氏は先づ丘上を横断せる溝 (幅一丈深八尺) より掘起こし、同年九月に至り、印度政府の土木技師スミス氏來り之を検し、その太古の仏教廟なることを證し且その中心を発掘し地平線に達せば、必古器物件の存在するあらんことを述べ、その發達の進行を促したり。

翌一千八百九十八年 (明治三十一年) 一月より、その發掘を継続し、丘の中心に方一丈の穴を鑿ち、廟底に達したり初め一丈の深に達せし時、一の蠟石製の破壺を発見したりき。その中には土に混ざる飾珠、水晶、金銀の裝飾物を有せり。更に下りて一丈八尺の深に至りしに、一畳の大石板に達す。徐るに之を除けば広大な砺石製の大櫃に達す。櫃中の物件完全に保存せらる。その内容実に左の如し。

- | | | |
|-----------|-------|-------|
| 一、蠟石壺 (一) | 高六寸 | 徑四寸 |
| 二、蠟石壺 (二) | 高七寸 | 徑四寸五分 |
| 三、蠟石器 | 高五寸五分 | 徑五寸五分 |

四、蠟石匱 高三寸八分 径一寸五分
 五、水晶瓶 高三寸五分 径三寸二分
 右の外尚数多の水瓶ありしもの、如く、その破片を土中に認めたり。而して存在せし五種の壺瓶、并に之を納めたる大石櫃は皆完全無欠にして、刀斧の痕跡尚明白に認め得べしと云ふ。唯この石櫃を蓋ひたる大石板は破れて四片となり居れども片々互に密着し、毫もその内容を害する所なかりしと云へり。而して之を中心として外圍に構造せられたる塔廟の広大なるは、左の量尺記録を以て推測し得べし。

一、丘廟の地底 直径凡十九間(百十六呎)
 二、丘廟現時の高 凡二丈一尺(二十一呎半)

(此に仍りて現廟は古代の塔中にては、第二等位に属するものにして、その直径に比例して、割合にその塔の低きは慥かにその構造の太古時代に属するを證するものなりと云ふ)

三、石櫃の蓋たる石板の重 四百八磅

四、石櫃全体の重量 壹千五百參拾七磅

五、丘廟全体の構造は、皆悉鍊瓦にして、之を密着せしむる為用ひたる泥土は、日本の壁土の如く、藁を混じたるものを用う。

六、丘の中心に一の縦穴あり。井又は樋の如く廟底に直下せり。大小、方円、時に差ありと雖、直径一尺より四寸に至る。その底に達する処は長方形にして一尺七寸と五寸の辺を有せりと云ふ。

真宗大谷派の機関誌における仏骨奉迎の記事について

(この穴は何の爲めにせるものなるか、今に不分明なり。何れの丘廟にも皆之れありと雖諸説未だ一致せず。思ふに是れ或は新骨を収むるの穴には非るか。我国の俱会一処の墓廟より察すれば、或はその目的なるやも知るべからず。)

この丘廟の東側に一大邸宅の廢趾の如き敷地あり。測量技師の説に依れば一の寺院なるべく、尚全部を發掘せば仏像、仏具を發見すべき望みありと云ふ。この丘陵はゴラクプール(Gorakhpur)の東隣なるバスター邑(Basti)の東北隅にしてビルドプール(Birdpur)のゴプラーバ(Piprahva)と名けられたる地域に在りて、北緯二十七度二二東經八十三度九に位し、英領印度の境内に属せり。是より東北五里余にして、釈尊の降誕地なる嵐毘尼園の紀念標に達す。こは今ルミンディ、タパー(Runidei Tappa)と稱し尼波羅領内に属す。而して釈迦族の首都たりし迦維羅城は、北緯三十七度三七、東經八十三度八に在り同じく尼波羅領に属す。

● 仏塔石龕中の遺物

予が今「丘廟」と稱し、「塔廟」と云ふは、率親婆又は蘇塔婆(Stupa)と稱するものにして、我国の古墳又は山陵に相當せるものなり。我国に稱してソトバと云ひ、塔と稱するも、今はその用を異にせるも、皆之に起因せるものなり。そは梵語スツーパー「高頭」の義なりと云ひて、墳墓、廟地の標識に用ゐたるものをも、同一名を以て稱するに至れるなり。さてこの釈氏の遺骨廟を發掘し、五種の壺瓶を發見したるが、その内容は如何なるものな

りしや。実に他に類例を見ざる遺骨宝物を有し、その豊富なる従来の発見物に優り、数百点の多きに達せり。一々之を調査せば人種学、宗教学、古学の上に資する所多かるべきも、こは今その所にあらざるを以て、その重要なもの、みを挙げ、その一斑を示さん。

第一遺宝に関するもの

- 一、黄金薄板 数種（獅子の立像、両個の梵字）
- 二、黄金星章（鈍形八角）
- 三、黄金星章（尖形八角）
- 四、五、水晶諸宝製華葉 数十種
- 六、両様三宝章 (Tri-ratna)
- 七、銀製俱利迦羅章
- 八、寶石製鳥
- 九、金属製鳥
- 十、金製十字章
- 十一、黄金製人像（薄板）
- 十二、黄金製象像（薄板）
- 十三、黄金薄板卍字章両様 (Svastika)
- 十四、珊瑚の断片 数種
- 十五、女人像（黄金薄板製）後光具足（十一、十五の像なしの外）
- 十七、真珠小顆 数種
- 十八、黄金平円板（波状美飾）
- 十九、黄金星形板（粒状美飾）

二十、黄緑各色貫珠（寶石の小顆は皆念珠の如く糸にて貫きありしもの、如し。二三のものは銀糸の高附着せるものありしと云）

その石櫃の大なると、之に納めたる宝物の豊富とは遺骨に対する尊敬の盛大なりしを證するものなり。されどこの遺骨は、遺骨と同時のものに見得べきや、否や。その物件中、遺骨と同時代のもの、存せるありや否やは、今後の研究によりて始めて明白なるに到るべし。

第二遺骨に関するもの

蠟石壺中に収め在りしは、全く骨の破片にして、その中小形なる一壺は蓋部に一句の刻文を有せり。その刻文に仍れば埋葬主は、之に蔵せる骨片は、慥かに釈迦仏の聖骸の一部分たりしを確信せしものたることを證せり。刻文を有せる蠟石壺は実に左の外形を有せり。



● 仏遺骨に関する刻文

仏の遺骨を蔵めたる小蠟石壺の蓋上に彫せる刻文は、全く阿輸迦王時代（紀元前二百五十年）に通用したる文字にして、ブユール氏印度字像字研究の結果に仍ればギルナル、デルヒ両所の碑文

明を与へたるものと云ふべし。その副生の功果多き中、その至要なるものを挙げれば、

第一、大涅槃經に「如是我聞」の事実として述べたる仏骨分配の事実、殊に釈迦種族が遺骨請求者の一部として、その分骨を得、造塔供養せし事實は、この刻文に仍りて史上の事実となりしこと即「迦維羅衛國諸積種民衆、得舍利分已、歸其國、起塔廟供養」と云へる涅槃遊行經の説は疑ふべからざること。

第二、釈迦種族の中心は、迦維羅衛國にして雪山々麓の一人種たりしこと歴史上の事実となりたること。

第三、この刻文は釈迦種族に関する最古の記録にして釈迦種族に関する凡ての伝説、經説等の時代若くば真偽を判別する標準となり得ること。

右は直接の影響なるが、尚ほこの刻文、遺宝物、構造法等の人類学、宗教学、建築学、古学等に与ふる利益亦多かるべし。如是学術上に与ふる利益多きより、この発見の事業、早く已に世の注目を牽き、之に従事せしはペツペ、スミス、フューレル氏の三氏にして、前後之に關してその意見を公にせしもの、右の三氏の外維納大学のユブーレル博士、英のホエー氏、巴理大学のバルト博士、英亜細亞協會のリス、デビッツ博士、萊府大学のプロフ氏（印度現住）等にして、仏国政府は殊に梵語教授レビー博士を印度に派遣し、之を視察せしめたり。雜誌界にては本年一月のリテラリー、ダイゼスト、一昨年四月及七月の亜細亞協會誌及昨年四

月の同誌、一昨年二月中のパイヲニア及仏国学士会院誌その他に見ゆ。

如是発掘せられたる古宝物は、発掘主之を私宝となすを惜み悉皆之を英政府に奉納せりと云ふ。政府は発掘者の望に応じ、古宝の一分は之を印度甲谷の博物館に収め、一分は英の竜動博物館に保管し、一分は本人に交付せられたり。而して仏骨その他の遺骨は、當時世界唯一の仏教主たる暹羅國王に贈与せり。國王亦之を私有するを惜み、隣國なる緬甸の仏教寺院へも遺骨の一分を与へ、その後我公使稻垣滿次郎氏の要請に應じ我國仏教寺院へも遺骨の一部を分与することゝなり。今や奉迎使は既にその境に臨まんとせり。我國仏骨の有無曾て宗教の盛衰にも関せざるべしと雖、刻文の存否は世界の學術に關係する所大なるを以て、茲之を紹介することゝなせり。

諭達第七号（明治33年7月28日「宗報」第二十五号附録）

曩ニ暹羅國王陛下ヨリ日本仏教各宗派ニ対シ 積尊ノ御遺形ヲ分贈セラル、コトヲ辱フシ、我新御門跡ハ各宗派ヲ代表シ、奉迎正使トシテ御渡航アラセラレ、既ニ暹羅國王陛下ニ謁見聖物ヲ拝受シ、今ヤ供奉帰朝ノ途ニ就カセラレタリ。我徒親シク御遺形ヲ拝事タリ。門末宜ク御着京ノ時ヲ期シ、此盛儀ニ參集シ敬礼ノ誠ヲ致スヘシ。

明治三十三年七月二日 総務 大谷勝縁

告示第十二号〔明治33年7月28日「宗報」第二十五号附録〕

新御門跡ニハ 積尊御遺形奉迎ノ為メ暹羅國へ御渡航中ノ処、本月十九日御帰京ノ旨通報アリタリ。

明治三十三年七月十一日 総務 大谷 勝 縁

（以上諭達以下の三件は本月十一日号外再録）

●新御門跡御東上〔明治33年8月28日「宗報」第二十六号〕

新御門跡には去月十九日、暹羅國より御帰山の後、積尊御遺形授受式等の用務を済ませられ、本月四日午後二時三十八分七条発列車にて太田勸学局次長並に家従を随へ御東上あらせられたり。七条停車場には靈寿院殿撰光院殿慧日院殿淳心院殿の各御連枝方并に小林參務を始め寺務役員一同御見送り申上たり。又翌五日午前八時五十分新橋停車場御着、同所には派内の御門末は申までもなく本邦駐劄暹羅國全權公使、小笠原子爵其他近衛、九条、三条、岩倉、久我諸家の御使大菩提会理事田村豊亮各宗派の僧俗等の御出迎あり。かくて別院へ御着の節は、予て御待受申上げたる御門末に対せられ御礼の後御懇るなる御親示ありたりと。

●日本大菩提会〔明治34年1月15日「宗報」第三十号〕

六月仮創立式を京都妙法院に挙ぐ。是れ暹羅國王分贈の仏骨を迎へ、其の機に乗じて仏教各宗の結合を計り、宗門に大刷新を加へて仏法本来の光輝を活揚せしめんとするの精神に外ならず。而して此の会の事業は、

第一期、覺王殿建築 第二期、教育及慈善

と定められ、先づ仏骨奉安場を体とし教育及慈善を用とする計画を立てり。各宗の内、此の会に加はらざるは何事も聯合外に立つことを方針とせる浄土宗、其の他二三の小派のみ。本願寺派本願寺は第一期の終了まで賛同し、第二期は同寺自ら已に着手したる事業あればとて之を辞し、半分の同盟者となれり。本部を京都に置き支部を各地に設けんとす、村田寂順氏会の総理たり。

会は印度なるマカボチサイチーに倣ひたる者、暹羅國王は常に南北仏教の一致飛躍せんことを希求せられ、我國駐在の同國公使は此の会に關して適當の事務は喜んで尽力せんことを誓へり。七月仏骨入朝の際の如き、我が各宗の奉迎に加はり法要に參したる等好意を表したるもの多し。目下仏骨は妙法院内般舟院（元御所御位牌所）に奉奠し、各宗交番に保護しつゝあり。十一月妙心寺に開きたる各宗管長会には規定を変更し、印度飢饉の救済を急行せんとの説もありしが、救済は各宗の事に任じ会の策となすには至らざりし、此の次の會議に於ては殿堂の位地其の設計等も決することならんか。

●仏舍利拝瞻会〔明治34年3月15日「宗報」第三十二号〕

大仏妙法院内なる積尊御遺形奉安事務所にては、本年一月各宗派会の決議に依り、来四月八日より二十八日まで拝瞻会を執行することとなり、各宗派法要日割を左の如く定め、各宗派に向け通牒を發したりと。右法要に付會員參拝者に対しては、所定の待遇を

以て御遺形の拝瞻は勿論、各宗本山の法宝物、殿堂等拝観の便利を与へ、又汽車汽船の割引券を発布する由。

拝瞻会各宗派法要日割

四月八日	天台宗及真盛派
同 九日	真言宗
同 十日	〔南禅寺派 東福寺派 建仁寺派〕
同 十一日	相国寺派大徳寺派
同 十二日	高田派
同 十三日	天竜寺派永源寺派
同 十四日	〔黄檗宗内 寛福寺派 建長寺派〕
同 十五日	曹洞宗
同 十六日	妙心寺派
同 十七日	本願寺派木辺派
同 十八日	日本大菩提会発会式
同 十九日	〔出雲路派 誠照寺派 山元派 三門徒派〕
同 二十日	仏光寺派
同 廿一日	興正派
同 廿二日	日蓮宗
同 廿三日	時宗
同 廿四日	融通念仏宗
同 廿五日	真言律宗
同 廿六日	華嚴宗法相宗
同 廿七日	西山派

同 廿八日 大谷派

●大菩提会名譽会監会〔明治35年2月1日「宗報」第三号〕

日本大菩提会にては御遺形奉安地選定に関する件及其他緊要の事件を集議する為め、去月二十日より洛北妙心寺内竜泉庵にて別項記載の宗教制度調査に関する管長会議に引次ぎ、大菩提会名譽会監（名譽会監は管長之に當る）会を開き、本山よりは会監代理として渥美耆宿局議長、其他委員として井上静円出席せり。二十日午前十一時過会議を開き、村田大菩提会会長より会務の報告を為し、夫れより正副議長の選挙を行ひ、議長に二条誠照寺派管長、副議長に弘津説三當選し、正午過休憩、午後一時再開会副会長より昨年八月同会組織改正以来の経過を報告し、会務も漸く其緒に就きたれば、是れより覚王殿建設の位置を定むるの必要ありとの趣旨を陳べ、御遺形奉安地選定に関する議案に就き、議事を開きたるが奉安地に付ては東京、又は遠州三方原を適當の地なりとの説出て議論尽きざるを以て、遂に各派の説を取纏むる為め、議長の指名を以て交渉委員を選定することに決し、議長より委員を指名し午後四時散会せり。

二十一日午後四時過開議、議長は村田会長辞任の申出ありしことを報告せしに、更に留任を勧告する為め、議長の指名を以て委員三名を選定し、次に交渉委員より覚王殿建設に関する本願寺派及木辺派の意見を問合したる結果を報告し、次て交渉委員より委員会の結果を報告せり。其要は御遺形奉安殿創建地に付ては、宗教

の中央地として京都に定むべきは無論なれども、今日の時勢に鑑みれば東京に置かんと云説も亦一理あり。東西何れと為すべきや重要な問題にして、軽々に定むべからず。依りて充分に其利害を調査する為め、其調査の期間を二月より六月までとし、六月二十五日を以て其結果を報告すべしと報告せしが、之れに対して反対の議論出て、別に建議案を提出せる者ありしが、同日は決議に至らざりし。二十三日午後二時過開議前日の会議に於て、奉安地選定に関する件は種々の議論出て決議に至らざりしが、遂に右件は交渉委員の調査案を左の如く修正決議せり。

御遺形奉安地選定は七名の委員を挙げて調査し、其結果を来る四月十三日までに聯合各宗派会監會議に報告し協賛を求むること。

右委員を選挙するに際し、更に二名増加することとし、九名の委員とし京都、東京等の地方に付、利害適否の調査を託することとなり。夫れより本年四月法要修行の件は異議なく、原案に可決し夜に入りて三、四、五、六、七、八の議案を附議せしが、三四は他日に回し、其他は読会を省略し議了せり。其議案は第五會計法、第六決算報告、第七歳入歳出予算、第八会則中改正案なり右議事を了り直に閉会式を行ひたり。

●**暹羅国皇太子殿下の御下賜品**〔明治36年2月1日「宗報」第十九号〕

暹羅国東宮殿下には本邦御觀光の途次、京都に御立寄りあらせら

れ、親しく我本山へも行啓あり。両法主に謁を賜ひ御懇談遊ばされしが、京都御出発に際し御懇篤なる御言を下し置かれ、銀製菓子器に御自署の御写真煮二葉を添へて両法主へ御下賜相成たり。

庶務部告示第一号〔明治38年4月25日「宗報」第四十号〕

近来大菩提会拡張ノ為メ九州巡瞻会ナル者設立セラレタル趣、右二付仏骨ノ巡回開扉ヲ目的トシ會員ヲ募集スルニ當リ、大菩提会ト當派ト或ル秘密關係ヲ有シ、仏骨下向ノ際ハ新御門跡又ハ御代理連枝随行セラレ、各地ニ於テ開扉ト同時ニ追弔法会ヲ親修セラレ、其加入金及諸上納金ハ一部ヲ恤兵部ニ献納シ、一部ヲ日暹寺建立資金ニ供用シ、猶大菩提会ヨリハ大谷派負債整理資金中へ金五万円ヲ寄附スヘキ内約相整ヒ居ルヲ以テ、本会へ加入寄附セルモノハ国家大谷派及日暹寺ニ対シ一挙三得アリト申触シ、頻リニ派内門末ヲ勧誘スルノ輩、徘徊候趣聞及候。然ルニ當派ハ、大菩提会トハ關係ヲ有スルモ、其一部タル日暹寺トハ何等ノ關係ヲ有セス。且目下本山ノ情態ニ於テ、新御門跡又ハ御代理連枝仏骨開扉ノ御随行アルヘキ筈ナク、殊ニ大菩提会ヨリ一派負債整理ノ寄附金ヲ受クヘキ筋合ハ毫頭アルベカラサル次第ハ、弁明ヲ要スルマテモナク是等ノ儀ハ固ヨリ大菩提会ニ於テ私ニ計画言明スヘキ条理ニモ無之、全ク過般撰光院殿御代理トシテ、奨義ノ為メ九州地方へ巡教相成タル事実ト。不日慧日院殿御代理トシテ寺務御改正趣意発表ノ為メ、巡教相成ルヘキ事実トヲ牽強綜合シ之ヲ利用シテ一派門末ヲ欺罔シ、自己ノ利益ヲ計ラントスル不正行為

ト相認ムル儀ニ付、右等ノ訴言ニ欺カレサル様深ク注意セラルヘシ。

明治三十八年三月二十五日 庶務部長 石川 馨

○暹羅国皇族来山〔明治39年5月25日「宗報」第五十三号〕

近頃来京中の暹羅国皇族ナコン、チアイシー中将殿下は、モムナレン中佐ルアンダムロング少佐、本邦駐在ナレン、ラジキツチ公使及接伴員等を従へ、本月十五日午前九時京都ホテル御出門御来山の報に接せしを以て、寺務総長殿以下寺務役員一同表玄関へ御出迎を為せしに、稲垣暹羅国公使随員山下宮内属は先駆として来山せられ、続て一行御着山相成しに由り、直に大師堂へ御案内申上けしに、時恰も前任上人の御命日にて御門跡御出仕勤行中なりしかは、北余間に於て勤行終るまで御参拝ありて、特の外御喜ひあらせられ、夫より本堂へ御参拝終りて同十時本堂門より御帰駕に付、役員一同本堂向拝に御見立を為せり。

右御退山引続飯田西村の両店及太秦広隆寺へ御立寄の上嵐山へ向はせられ、同十一時當山別邸対嵐房へ御着相成しを以て御厚遇申上げ、紀念の爲め錦一卷菓子一箱本堂屋上噴水の写真一葉両堂写真石版摺二葉噴水写真一葉を献上せり。殿下には種々御談話の間嵐山の光景を御賞翫あらせられ、宮内省廻はしの御昼餐（和食）を召させられ、御門跡並に隨行の少将中佐佐稲垣公使稲葉式務官佐東少佐に御陪食仰せつけられ、御食後両堂再建工事に關する種々の御尋ねありて午後二時半御出発、金閣寺に向はせられた

り。

訓示第五号〔明治39年9月30日「宗報」第五十八号〕

組長視察中

派内僧侶ニシテ日本大菩提会、又ハ日暹寺勸募員等ニ従事スル件ニ就テハ、曩ニ訓示セシ次第モ有之候処、目下一派ノ状勢本山財務ノ整理ニ急ニシテ専ラ之ニ従フモ、猶且ツ不容易ナル儀ナレハ、自今財務整理中ハ是等勸募ニ従事スルコトヲ差控ヘシメ、尚巡瞻会ニ際シテモ会所供給等一切關係セサル様取計ヒ、若シ本山ノ指揮ニ依ラスシテ右等ノ行為ヲナスモノアルトキハ、一時之ヲ差止め、状ヲ具シテ主務部ニ申告スヘシ。

追テ從來關係セシ者ト雖モ、已後總テ不相成儀ト心得ヘシ。

明治三十九年九月二十七日 寺務総長 大谷 勝信

○故稲垣満次郎氏追弔会〔明治42年3月30日「宗報」第九十号〕

去る二月二十四日午後二時より東京浅草本願寺にて同氏の追弔会を営み、前御門跡には導師を遊ばされ、僧侶五十余名列座、在都知名の参詣人五百余名ありて非常の盛儀なりしと。序に同氏が先年暹羅国駐割の折、回国皇室より我が日本仏教徒に対し、仏骨を寄贈せられたるに就て、大に斡旋の勞を執られし以来、前御門跡とは深き御關係ありたりと聞く。